

令和元年12月3日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	19番	井上	賢治
9番	石橋	義博	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	坂井	明子
事務局参事兼次長	秋山	勲
主任	信國	美保子
書記	中園	弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	松崎	賢明
副	市	鎌田	久義
教	育	橋本	吉史
総	務	原	亮一
企	画	石井	稔郎
市	民	松尾	一秋
健	康	白坂	正彦
建	設	松延	久良
教	育	井手	勇一
総	務	野田	勝広
財	政	田中	和己
防	災	古家	浩
企	画	馬場	浩義
地	域	平	武文
市	民	山口	幸彦
環	境	牛島	憲治
健	康	橋爪	美栄子
介	護	橋本	妙子
建	設	山口	英二
都	市	原	寿之
農	業	原	信也
上	下	溝上	啓之
学	校	中島	賢二
矢	部	木田	博徳

議事日程第3号

令和元年12月3日（火） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 高橋信広議員
- 2 中島信二議員
- 3 堤康幸議員
- 4 萩尾洋議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

おはようございます。一般質問2日目でございます。本日もよろしくお願ひ申し上げます。お知らせいたします。高橋信広議員要求の資料をタブレットに配信しておりますので、御了承願ひます。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書きの規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願ひます。

日程第1 一般質問

○議長（角田恵一君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。8番高橋信広議員の質問を許します。

○8番（高橋信広君）

2日目の一般質問、よろしくお願ひいたします。

おはようございます。8番高橋信広でございます。傍聴席の皆様には大変お忙しい中、早朝よりおいでいただきまして、ありがとうございます。

まずは台風19号を初め、風水害によってお亡くなりになりました方々へお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様にお見舞ひ申し上げます。そして、一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして、3つのテーマで一般質問をいたします。

最初に、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画について伺います。

この大変重要な2つの計画は、昨年度から令和2年度までの3年間かけて策定されまして、現在まさに検討いただいている最中と承知しております。また、昨年9月定例会においてお聞きいただきましたが、残念ながら、まだ計画が緒についたばかりということもありまして、具体的な方向性は見ないままにありました。そこで、改めて進捗状況を含め、両計画の方向性についてお伺いいたします。

次に、防災面及び環境面の水問題について伺います。

ことしも台風19号がもたらした豪雨災害を初め、各地で水害が発生いたしました。本市におきましても8月27日の大雨により1人のとうとい命が奪われ、住宅被害、道路被害など多大な被害に至りました。この中で、市街地において内水氾濫による浸水、冠水が散見されましたが、排水能力を高めるなど、浸水被害リスクの軽減は喫緊の課題と捉えております。

一方、環境面においては、水路がさまざまな要因によって汚れた水が流れ、悪臭など改善の必要性は大きな課題と考えております。そこで、防災と環境の両面における水の課題に対してどのように取り組んでいかれるのかをお聞きいたします。

最後に、健康寿命の延伸について伺います。

1つは、国民健康保険に直結した保険者努力支援制度に対する取り組みの状況と来年に向けての考えを。

2つ目は、胃内視鏡検査の検討状況と胃がんリスク検査の早期導入に関して。

3つ目に、仮称であります。健康の日設定についての考え。

最後に、介護予防交付金に対する取り組み及び認知症に関する取り組みについて見解をお聞きいたします。

以上3点について、執行部におかれましては明快な回答をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日の一般質問、どうぞよろしくお願いをいたします。

8番高橋信広議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画についてでございます。

御質問は都市計画マスタープランと立地適正化計画のすみ分けを含めたそれぞれの基本的な考え方はどうかという御質問でございます。

本市では、現在、八女市都市計画マスタープランの見直しと立地適正化計画の策定を並行して行っております。両計画とも都市計画区域を対象としながら、都市計画マスタープランでは、総合的、長期的視点に立ち、市全域の状況を踏まえ、おおむね20年先の都市の将来像

を見据えた計画となります。

一方、立地適正化計画は、都市全体を見渡しながらか、居住機能や医療、福祉、商業などの都市機能の立地、公共交通の充実などに関して定める計画です。おおむね20年先の都市の姿を展望して作成しますが、5年ごとに評価を行い、必要に応じて見直しを行っていく予定でございます。

次に、これまでの進捗状況及び策定までのスケジュールはという御質問でございます。

計画策定は、令和3年3月末を予定しております。計画策定に向けて、現在までに庁内関係課によるワーキング会議を2回、外部有識者やまちづくりに関連する団体からの代表者による策定委員会を2回開催しております。両会議とも全体で6回程度の開催を予定しております。

次に、防災面及び環境面の水問題についてでございます。

防災面において、内水氾濫による冠水、浸水対策をどのように考えているのかというお尋ねでございます。

災害時には、住民一人一人が自分が住んでいる地域にどのような危険があるかを認識し、状況に応じて早目の避難を行うことが大切でございます。このことについて、日ごろより防災研修会や出前講座などを通して、住民の方々に対し、情報発信に取り組んでいます。

また、発災時には、冠水・浸水箇所などの状況や、避難に関する情報を初めとした防災情報について、さまざまな伝達手段を使用し、早目の情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、環境面において、河川や水路の現状をどのように捉え、改善策はどう考えているのかという御質問でございます。

本市では、毎年、公共用水域水質検査等を実施し、水質状況の調査を行っております。一部の調査箇所では、環境基準を超過する場合もあり、市の広報紙やホームページに調査結果を掲載し、水質浄化の啓発を行っております。

今後とも安全・安心な水環境を確保するため、関係機関や地域との連携を図りながら、生活排水の汚水処理対策のほか、事業活動による排水の水質汚濁防止対策、油の流出など汚染拡散防止対策を推進し、水質保全に取り組んでまいります。

次に、都市計画マスタープラン、立地適正化計画において防災、環境の両面での抜本的計画が必要と考えるがという御質問でございます。

都市計画マスタープランでは、全体構想内の都市環境の整備方針、並びに地域別構想内の地域づくり方針に基づき、防災、環境面での水問題の方向性を示していきます。

立地適正化計画では、災害等に対する地域の安全性の状況を分析し、居住誘導区域、都市機能誘導区域や誘導施設を設定していきます。

両計画とも防災や環境面での水問題について、まちづくりの方針や方向性を示していくこととなります。当然ながら防災、環境面での水問題は、重要な視点でございます。それらの具体的施策につきましては、総合的かつ専門的な検討も必要であるため、国、県の方針も含め、関係各課と十分に調整を図りながら検討を進めていく予定でございます。

次に、健康寿命の延伸についてでございます。

保険者努力支援制度における交付金の獲得実績推移は、また2020年度に向けての対策はどのように考えているのかというお尋ねでございます。

持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度から国民健康保険制度の改正が行われ、保険者努力支援制度が導入されました。

この制度に対する交付金は、国が設定した12項目の指標の実施状況や、目標値の達成度によって配分されます。今年度の本市の指標に対する評価点数については、県平均点数を上回り、県内60市町村で14位となっており、36,330千円の交付額となる見込みです。

今年度は、これまで評価が低かった個人へのインセンティブの提供と歯周病検診を平成30年度から重点的に取り組み、得点をいただいていますので、今後も特定健診、がん検診の受診率向上とあわせて引き続き取り組んでまいります。

次に、胃がん検診として内視鏡検査の検討状況はという御質問でございます。また、胃がんリスク検査の早期導入を改めて求めるということでございます。

胃内視鏡検査の検討状況につきましては、国のマニュアルに基づき、安全に検査できる実施体制を整えるため、関係機関及び関係自治体と慎重に協議を行っているところでございます。

胃がんリスク検査は、胃がんになりやすいかの危険度を判断するためのピロリ菌感染の有無と、胃粘膜の萎縮度を調べる血液検査でございます。この検査は、国の指針では胃がんの死亡率減少効果を示す明確な証拠はないため、対策型検診として推奨されておりません。

このため本市といたしましては、胃がんリスク検査は、イベント等で実施してまいりたいと考えております。

次に、5月15日を健康の日（仮称）に設定すべきではという御質問でございます。

平成28年5月15日にスポーツ・健康づくり都市宣言を行いました。この宣言を受けまして、ことしは10月27日にスポーツ・健康づくりフェスタを黒木開発センター、ふじの里、黒木体育館の3会場において、基調講演、スポーツや健康に関するコーナーを設け、多くの市民の方に、スポーツの体験や健康の大切さを改めて学んでいただく場となるよう取り組んだところでございます。

健康の日（仮称）の設定につきましては、都市宣言に基づき行っておりますスポーツ・健康づくりフェスタを健康の日と捉えておりますので、今後もその方針で実施をしていきたい

と考えております。

また、5月15日は都市宣言の日の周知を行うため、5月15日号の広報で、都市宣言、健康、スポーツに関する掲載を行い、スポーツに親しみ、健康寿命の延伸を目指していけるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、介護予防交付金の実情と2020年度に向けての考えは。また、認知症に関する実態と今後の取り組みはどうかという御質問でございます。

保険者機能強化推進交付金は、平成30年度から創設されたもので、市町村が行う高齢者の自立支援・重度化防止などに係る取り組みを支援することを目的としております。

交付金は評価指標で算定され、本市においては平成30年度に10,129千円の交付を受け、本年度においては10,433千円の交付内示を受けております。

市といたしましては、保険者機能強化推進交付金の趣旨に鑑み、今後示される評価指標に対応しながら、介護予防事業を含めた効果的な事業の取り組みを行っていきたいと考えております。

次に、本市における認知症の実態につきましては、健診・医療・介護のデータによりますと、75歳以上の方の約17%に認知症があり、また、75歳以上の要介護認定者の約80%に認知症があると分析されています。地域包括支援センターにおける認知症に関する相談の件数や割合も年々増加傾向にあります。

認知症の方の多くが生活習慣病を基礎疾患として持たれていることから、介護予防事業におきましても、生活習慣病予防の視点を持って取り組んでおります。

本市に設置しています認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームにより、認知症に対する予防や相談支援体制の充実を引き続き図ってまいります。

以上、御答弁を申し上げます。

○8番（高橋信広君）

ありがとうございました。

最初に都市計画マスタープランと立地適正化計画についてお聞きしたいと思います。

まず、質問の前に、冒頭述べましたように、この2つの計画というのは上位の総合計画、これに匹敵する、あるいはさらに八女市の将来を左右するような大変重要な役割を持っている計画というふうには私は認識しております。特に立地適正化計画というのは、新しい考えのもと初めての取り組みでございます。そういう意味では、目指すまちづくりの方針を明確にして、将来の姿を示していただける、そういう計画になるものと期待しているところです。

そういう視点で少しお聞きしていきたいと思いますが、先ほどの答弁にもありました、両計画の確認です。エリア、それから計画の期間、これは2つとも一緒、同じというふうには捉えてよろしいでしょうか。

○都市計画課長（原 寿之君）

お答えいたします。

都市計画マスタープランと立地適正化計画についてのエリアと期間のことだろうと思います。

両方ともエリアとしましては、都市計画区域の位置づけでございます。

計画期間につきましては、都市計画マスタープランにつきましては、20年先の将来の目標像、同じく立地適正化計画についても、同じく20年を想定していますが、5年ごとに見直し、または評価することになっておりますので、その時点で分析と評価をする予定でございます。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

全く一緒ということで理解しますが、一つちょっと気になるというか、この立地適正化計画を策定するに当たって、国土交通省が指示を出していると思うんですけど、そのQ&Aの中を読みますと、新たに都市計画マスタープランをつくるタイミングであれば、立地適正化計画をその中に盛り込んだほうが良いというようなニュアンスの書き方をされてはいますが、あえてこれを2つ分けてつくる意義についてお答えできますか。

○都市計画課長（原 寿之君）

お答えいたします。

都市計画マスタープランにつきましては、平成17年に最初の八女市の都市マスが策定されております。平成22年に合併いたしまして、都市計画区域としまして、立花地区の一部と黒木地区の一部がございます。これを加味したところでの都市計画マスタープランの策定がなされていなかったので、これは一つの八女市としての都市計画マスタープランを作成する必要があるということで、別に以前からの見直しということで位置づけをしておるところでございます。

○8番（高橋信広君）

今の回答は少しずれているような気がしますけど、要は都市計画マスタープランと立地適正化計画を今回一緒にやりますよね。同時に並行してやるという意味が、都市計画マスタープランの中に立地適正化計画の例えば居住誘導区域、都市誘導区域、そこを加えながら一緒に一つの都市計画マスタープランとしてやる方法がなかったんですかということです。

○都市計画課長（原 寿之君）

お答えいたします。

都市計画マスタープランにつきましては、法令としましては都市計画法の第18条の2でうたわれておるところでございますが、立地適正化計画につきましては、都市再生特別措置法の第81条でうたわれておりますので、都市計画区域とは計画自体は別ですけれども、都市計

画マスタープランの一部ということで立地適正化計画は考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

今のお答えでも、一部である以上、せっかくだったら一つにまとめるという方法があったんじゃないですかということですので、これについてももう既に2つやられていますので、改めて個別に聞かせていただきます。

もう一つは、この計画、特に立地適正化計画については初めてのことで、考え方としてはもともとコンパクトシティをつくっていきこう、その中でコンパクトシティだけじゃなくて、プラスネットワークという考え方、ここには公共交通網も入れた中で都市計画、それも特に住居誘導というところが大きなポイントかと思っていますけど、そこに当たるに当たって、考え方としては企画政策の総合計画との整合性とか、そういうことを考えますと、企画政策課がかなりかかわっていただくような案件じゃないかと思っているんですが、この企画政策課のかかわり方ということについて少しお尋ねいたします。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

この都市計画マスタープランと立地適正化計画、特に立地適正化計画になりますけれども、私たちが所管しております、議員おっしゃいました総合計画、こちらのほうが上位計画ということで位置づけられております。この総合計画につきましては、まちづくりの構想と公共施設のあり方について、先ほどの立地適正化計画と密接な関係があると考えておるところでございます。

市におきましては、総合計画、そして総合戦略がまちづくりの構想の役割を果たしていると認識をしているところでございます。まちづくりを進めるに当たりましては、行政運営の総合的な指針でございまして、地域づくりの最上位計画に位置づけられておりますので、総合計画に基づいて事業実施を現在も行っておりますし、これからも行っていくものでございます。

それから、八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、市における人口減少対策を総合的かつ効果的に推進していくために策定してございまして、八女市人口ビジョンで示しました目標人口を達成するために必要な政策分野をこれからも取り組んでいく形になっていくと思います。

こういったことから、特に総合戦略につきましては、先ほど議員からもございましたコンパクトシティ・プラスネットワーク、この考え方も表記してございますので、こういった一定の同じような方向性に向けて立地適正化計画も今後具体化されていくのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

ぜひこういう大きな計画のときに、所管は都市計画課のほうとは認識していますが、大きな市の政策にかかわるものですから、ぜひ企画政策課もいろんな形で連携を組んでいただいて、最終的によかったと言える計画にさせていただきたいと思います。

それで、ちょっと進捗のほうに入らせていただきますけど、これはプロポーザル方式でやられたと思うんですが、この委託先について話せる範囲の、事業者名であるとか、どういう形で決定に至ったか、その辺の過程、決め手というところをお聞きいたします。よろしくお願ひします。

○都市計画課長（原 寿之君）

まず、業者の選定でございますけれども、平成30年8月にプロポーザルで募集をかけております。プロポーザル参加者が9社ございまして、1次選考として書類選考等で4社に絞り込みました。この中で、1次選考が終わりまして、2次選考をプレゼンテーションということで選考を行いまして、その中で1社に決定をしたわけでございます。

プロポーザルのプレゼンテーションですけれども、こちらから特定テーマを2つほど提案させていただきまして、1つはコンパクトシティ・プラスネットワークを推進し、都市のスポンジ化を抑制する上で地域公共交通施設との連携に関する手法を説明することが1つの特定のテーマとしております。

特定テーマの2としまして、八女市の状況を踏まえて、八女市が有する都市構造上の課題、提案を独自目線で設定いたしまして、具体的な方針の決定、手順等を説明していただき、その中で1社に決定をしたところでございます。

業者につきましては、福山コンサルでございます。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

福山コンサルタントという事業者名、ここは実績等についてはどこをやられたか、それはわかりますか。

○都市計画課長（原 寿之君）

全ては把握していないんですが、1つは北九州市の業務を委託されたと伺っております。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

わかりました。

それから、今現在、策定委員会をつくっていただいているということでした。現在2回ほど、6回程度の策定委員会でまとめたということですが、この趣旨、それからメンバーについては、個人名は結構ですけど、どういう団体、有識者も含めて、どういう方々で、何

人で組まれているか、それについて詳しく教えていただけますか。

○都市計画課長（原 寿之君）

策定委員会のメンバーですけれども、メンバーにつきましては、有識者を含む外部関係団体で構成します策定委員を全部で12名をお願いしているところでございます。

内訳としましては、学識経験者の方からお一人、行政機関、これは福岡県ですけれども、そちらから1名、それと各業種別といたしますか、専門分野等の関係機関から福祉関係、商工業関係、子育て関係、住宅関係、医療関係、農業関係、教育関係、まちづくり関係、市民関係で、合わせまして12名で構成しておるところでございます。

○8番（高橋信広君）

最後にもう一つ、役割というところですけど、具体的にはこの6回の中でどういう審議を、例えば、具体的に委託先から一つのたたき台が出て、それに基づいてやっておられるのか、もっと手前の段階なのか、このあたりのことはいかがでしょうか。

○都市計画課長（原 寿之君）

進め方ですけれども、まずは庁内のワーキング会議を今のところ合わせて2回やっております。それは課長を主としたものでございまして、あとそれぞれ担当課と聞き取り、ヒアリング等を行いまして、会議等を2回ほどやっております。

それと、その策定委員会につきましても、それを事前に行いまして、各課での計画との整合性、それと連携を図るために、そういった形でまずはしております。

それと、あと以前、市民アンケート等を実施しておりますので、その内容の検討、今の八女市の現状と課題といったものを整理しながら検討しているところでございます。

○8番（高橋信広君）

今ちょうど中間ですよ。3年間で仕上げるということですけど、この大きなくくりとして1年目にどういうことをされた、それから2年目にこうする、3年目にというところ、この段階的にはどういう、大枠でのスケジュールはどうなっていますか。

○都市計画課長（原 寿之君）

1年目に市民アンケートを実施しまして、市の状況と将来の動向、そういったものをしております。アンケートとしましては、2,500通を配布しまして、それを分析しているところでございます。

それと、今年になりまして、都市構造の課題と状況を分析して、基本的な立地適正化計画及び都市マスタープランの方向性の基本設定に向けての協議を進めているところでございます。

来年度につきましては、今年度、素案というか、エリアの設定まで行けるかどうか、ちょっと状況でわかりませんが、来年度にはエリアの都市機能の誘導区域及び居住区

域の設定、エリアを決める方向で来年早々に素案ができればと考えております。

○8番（高橋信広君）

市民アンケートはわかりましたけど、最終的な段階で市民のほうには御説明されるのか、あるいは中間的に進捗も含めて何か市民に知らせる機会というのはお考えでしょうか。

○都市計画課長（原 寿之君）

スケジュールとしましては、まず素案ができて、そういった形で市民説明会、もしくはパブリックコメントといったのを実施していこうということ考えているところでございます。

○8番（高橋信広君）

今、立地適正化計画に注力しているんですが、そういう中で少し気になることとか、今どのくらいですかね、250ぐらいの自治体が完成していると聞いておりますけど、そういう中で一部ではあるんですけど、何か立地適正化計画の本来の目的と、例えばまちづくり方針がはっきりしていないとか、それからいろんなストーリー、ここまで行くまでのストーリーが明確でないとか、その辺が散見されますので、ぜひまちづくり方針、ターゲットはしっかり明確にさせていただいて、そして目指す都市の骨格、あるいは問題解決の施策、誘導方針というところをしっかりと入れたものにつくり上げるということで、ぜひお願いいたします。

そういうことも含めて、これは最終的には鎌田副市長のところで決定いただけるんですけど、最後にこの立地適正化計画をつくることでどういうことが期待できるのか、せっかくの計画が市民にとってこういうことになるよと、何かそういう夢を語っていただければ、ぜひお願いしたいと思います。

○副市長（鎌田久義君）

お答えいたします。

基本的には今、温暖化の状況で相当な災害がどこでも多発しているところでございます。そういったもろもろも含めまして、住居誘導策はもちろんのことでございますけれども、災害に強いとか、そういった位置に住居を誘導するというのが基本でございます。それとか、商工業の問題、福祉の問題、環境の問題、全てを考えていきますと、やっぱり冒頭申し上げました災害対策に今回力を入れて考えていきたいと思っているところでございます。

いろんな面でございますので、またいろんな調査を含めて協議しながら進めていきたいと思っております。

○8番（高橋信広君）

ぜひあと1年半ございますので、しっかりした計画をお願いして、これについては終わります。

次に、防災面及び環境面での水問題ということですが、少しラップしながらやるかもしれませんが、御了承いただきたいと思います。

最初に、市長答弁については若干ちょっとずれているところもありますけど、そこも含めて少しやっていきますので、よろしくお願いします。

まず、私が一番気になっているのは、冒頭に申し上げましたように、今回の外水氾濫、例えば、矢部川が氾濫して、ハザードマップをつくっていただいています。これはこれで大切なんですけど、片一方では、氾濫はしなくても、河川の内側のところではあちこちで内水氾濫して浸水、冠水になっているという、こっちのほう回数が多いんですよ。そういう意味で、内水氾濫のところをもう少し手をしっかり入れていただく、その結果、最近では国のほうも内水氾濫に対してのハザードマップを多分市町村に指示されていると思いますが、こういうハザードマップをつくるということも一つですし、片一方で軽減策、浸水、冠水を極端にはしないようにするにはどうするかという、そちらの視点で今回はちょっとお尋ねしたかったんですが、まず内水氾濫ハザードマップについては策定されますか。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

今、我々が策定しております浸水想定区域内のハザードマップについては、議員おっしゃるとおり、基本、矢部川とか、そういった大河川についてのものでございます。そのほか、内水関係についてのハザードマップということもございますけれども、議員おっしゃられるとおり、国のほうからの話も出始めたところでございます。

今後、動向等も捉えながら、どんなふうなシステムというか、どういうふうな用途というか、伝え方というか、そういったものを先ほどの外水面を含めたところでの最終的なハザードマップに結びつけていけたらとは思っておりますけれども、指標とか、そういうものがあると思いますので、その辺を注視しながら考えていきたいと思っております。

○8番（高橋信広君）

特に難しいのは、例えば、今度の見直していただいたハザードマップは矢部川が氾濫して、雨の降り方も9時間で530ミリという条件でつくりますよね。逆に内水氾濫の場合は、どういう雨の降り方でつくるのかというところ、この辺は研究材料でしょうか。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃられるとおり、どのような状況でどのような回数、最終的には雨が降ってから内水がある、水が流れる、たまる、浸水するということになってまいりますので、その想定水量とか、そういったものとかを、今回、矢部川の想定も県のほうが行っていただきましたので、そういった意味での、先ほど申したように、指標とか、その辺をまた今後、研

究させていただきたいと思っております。

○8番（高橋信広君）

ぜひいろいろなほかの地域のやり方等を研究していただいて、特に関連する部署は結構気にされているというか、もう一つは対策のほうにつながるんですけど、まずは現状を知るところについてはハザードマップのほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、今、現状、冠水、浸水が基本的には大体決まったところという認識はしておりますが、このあたりのことは、雨の量にもよりますけど、そういうのは防災安全課のほうでは把握されていますか。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

今回の8月後半の大雨に対してのことですけれども、今回、四百数十ミリ降っております。これに対しまして道路の埋没とか冠水とか、そういった箇所は市内で三十数カ所、二十数カ所ございます。議員おっしゃられるように、決まったところというか、いわゆる低いところが冠水するというところでございますので、そういった地区はどの辺が危険ということは認識しているところでございます。

雨の降り方によって、実際現地のほうが冠水し始めたとか、そういった連絡もいただきますので、そういった際には消防署、警察、消防団、そういったところと連携をとりながら、周知並びに通行対策、そういったところに取り組みせていただいているところでございます。

○8番（高橋信広君）

これから少し対策のほうに入らせていただきたいと思いますんですが、対策を練る前に、今、冠水、浸水は大体こういうところだというのは把握されている。そこにいろいろな原因もばらばらと感じるんですけど、その原因と、こうしたらできるという、そのような対策、計画というのはお持ちなんでしょうか。基本的な排水対策ですよね。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

旧八女市内には大小ですけれども、273ほどの河川がございまして、河川の種類にもよりますけれども、基本的に農業用の水路を兼ねていたり、そういう水路が多くございまして、ことしも8月の豪雨で、市役所の周り、かなりの箇所で冠水いたしましたけれども、あわせて県の河川の山の井川が北側に走って、南側に花宗川がございまして、その横にはまた矢部川がございまして、基本的に議員御指摘の内水氾濫につきましては、最終的には県の河川なりに流れ込んでおるのが市の河川になりますので、どうしても本流のほうの水位が上がれば流れ込みができなくなるということで氾濫する場合もございまして。

また、先ほど言いましたように、水路には農業用の水門がございまして、なかなか

これの開閉といいますか、管理ができなくて、大雨時に水門が立ったままで氾濫した箇所も実際ございました。そういうことで、ことしの8月の豪雨の後に、地元から、行政区のほうからかなりの数の要望書が出ましたので、実際、市長に県土整備事務所のほうに行っていたいで、所長に直接要望もしていただきましたし、実際、所長と市長とあわせて現地の確認をした箇所もございます。そういったことで、今後は、当然市の管理河川につきましては、護岸の整備なりしゅんせつ等も必要になりますけれども、当然県のほうにも要望しながらということで考えておるところでございます。

○8番（高橋信広君）

対策として、一つ、過去のこととちょっと確認なんですけど、これは平成29年3月定例会で、石橋議員のほうからの一般質問の中で、回答で昭和59年から都市下水路事業の3路線が完了しているという回答がありました。これは昭和59年からですから、相当長くかかって完了したものだと思います。ここの効果、それから実際ここについてはその成果、冠水、浸水というのはこの周りは起こっていないのか、これについてお聞きいたします。

○上下水道局長（溝上啓之君）

お答えします。

八女市では、雨水による都市部の浸水対策としまして、先ほど議員言われましたとおり、昭和59年度から都市下水路事業に着手しております。現在、3路線の整備が完了しております。それと、その効果ということでございますが、検証等は把握しておりませんが、事業を実施しまして、それなりの効果が出ているものと考えております。

なお、その3路線につきましては、一番古いもので昭和59年から着工して、平成9年度に完了、それからもう二つが平成15年度着工、平成19年度完了となっております。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

今の答えでは、これは相当な事業だったと思うんですけど、その成果検証というのはぜひやるべきじゃないですか。長くやっていて、この工事が終わる前の状況というのは、多分わかっていると思うんですね。当然それからの成果検証というのはやって、こういう工事方法というのは非常によかったという成果、どうですかね、中にはだめなこともあると思いますので、そのあたりはしっかりと検証していただくということでお願いいたします。

○上下水道局長（溝上啓之君）

現在、防災安全課のほうで浸水、冠水の箇所を把握されてあるということでございますので、その辺の情報を収集して、どういった効果があったのか確認してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

環境面のことも少しいろいろお話ししたいんですが、その前にとりか、ちょっとここは置いて、先ほど都市計画マスタープランと立地適正化計画の中で、環境面、それから防災面についてもしっかりと取り組むということを明言されておりますので、具体的にどのような形で水問題の解決に向けていく計画になるのか、このあたりをお聞きいたしますので、お答えいただけますか。

○都市計画課長（原 寿之君）

お答えいたします。

防災環境面での水問題と、浸水、冠水対策もあるかと思えますけれども、それぞれの原因としては、先ほど言われましたとおり、いろんな原因があるかと思えます。先ほど言われましたとおり、建設課長の話がありましたように、農業用水としての堰の問題と、あとよく言われます最近の雨の降り方、場所、時間的なもの、そういったものと地形上の問題、いろんな問題がございますが、影響してからいろんな問題に発展して冠水、浸水等の要因があるかと思えますけれども、都市計画マスタープラン、立地適正化計画におきましてはそういった観点も当然重要なことということで認識をしておりますので、実施するためのまちづくりの方向性と方針等は示していきたいということで考えております。

あとは、個別での計画等の推進が図られるようになればということで考えております。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

今のお話は大概、示すことは示すけど、具体的な対策にはなかなか入れないと捉えますけど、それでよろしいですかね、具体的なところ。

○都市計画課長（原 寿之君）

方向性といったものは明示しますが、具体的な個別の計画については、それぞれの各計画に沿って実施していくものということで考えているところでございます。

○8番（高橋信広君）

わかりました。

私たちの大きな目的は、やっぱり具体的な対策が必要なんです、最終的には。そういう意味では、示していただいたもの、あるいは並行して結構なんですけど、過去に複数の方から私は聞いたことがあるんですけど、10年前ぐらいに中心地が対象だったようなことを聞いていますが、民間委託によって水路のいろんなところを調査されて、排水計画をやられたと聞いておるんですけど、そういう具体的な対策、この水路計画がもしあれば、それに基づいてというのがあるんですけど、そのことについてはどなたかお答えできる人はいらっしゃいますか。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

今、議員御指摘の調査につきましては、平成23年に福島地区の冠水対策ということで、外部委託をして現地の把握等を行われております。その結果としましては、基本的に原因としましては、河川の流下能力、流れる能力が不足していると、それから道路排水、側溝の排水の流下能力が不足していると、もう一つは、先ほど言いました農業用水路との調整が不足しているというような原因が主な原因として挙げられております。

その中で、あと個別でございませぬけれども、基本的に水路の上に建物、住居とか倉庫とか、そういうのが建っている箇所も多数ございませぬ。また、いきなり暗渠が小さくなった箇所もいろいろ見受けられるような状況でございませぬ。

もう一つは、一番大もとになるのは財源の話になるかと思ひますけれども、なかなか中小河川の整備とか、それに対する補助制度がございませぬでした。そういうのも一つネックになっているかと思ひますけれども、その中でいろんな調整池をつくったらどうかとかバイパスをつくったらどうかとか、いろんな案だけは出てございませぬけれども、実際それが具体的に実現したということは今のところございませぬ。昨今の雨の降り方も、当時とはかなり変わってきてございませぬし、一つは先ほど申しました財源の関係でございませぬけれども、国のほうもかなり水害が多いということで、いろんな検討はなされてございませぬ。実は2年間、ことしと来年ですけれども、緊急自然災害防止対策事業債ということで起債の一部を河川の整備に充てていいよという制度も国の方で示していただきましたので、今年度については2つの河川、来年度については一応4つの河川について、その起債事業を活用させていただいて整備をしたいということで考えてございませぬ。

またあわせて、まだこれは途中経過でございませぬけれども、先ほど申しました河川のしゅんせつ等に関する経費もできれば一部国のほうで何とか手だてができないかということも検討してございませぬので、今後はそういう財源を有効に活用しながら検討していきたいということで考えてございませぬし、河川の管理は建設課のほうで行ってございませぬので、何らかの今後の対策といたひますか、どう計画をつくったがいいのかというのは、当然うちのほうで進めていくべきだと考えてございませぬ。

○8番（高橋信広君）

最後に、市長にお聞きしますけど、この水問題というのは、環境面でも、それから防災でも非常に大切ということも認識をされてございませぬので、特に福島地区を中心に以前からの課題と認識してございませぬ。そういう意味で、今度は庁舎の問題もございませぬので、ぜひこのときにいろんな投資を含めて、ぜひ整備をしていただくように、水問題を解決していただくようにお願いしたいんですが、市長の見解をお願いひます。

○市長（三田村統之君）

お答えいたします。

水問題は非常に大きな課題でございます、特に環境の面からいきますと、この水問題が非常に状況が悪いと、その地域全体のイメージが壊れやすいという問題もあります。特に今おっしゃったように、福島校区というのは伝建の町並みもございますし、いわゆる八女市の中心部でありますから、環境については十分整備をしていかなきゃならないと思います。ただ、水の問題は、先ほど課長が答弁しましたように、農業用水から県の管理の河川、それから市の管理河川、全部合わせますと膨大な距離があるわけでございます、これを解決していくために、今、課長から報告がありましたように危険な、あるいは対策を講じなきゃならないような河川を優先的にやらなきゃいかんところについては、実は国の制度を生かしてやっておりますが、この河川については補助金がないんです。非常に財政的に負担をこうむることにもなるわけですけれども、ただ、今、私も一つ例を挙げますと、国道3号の吉田の交差点、あそこは一つのネックでございました。あその上流、吉田地域が冠水、雨が少し降っただけで冠水する、だから、今後、交差点を改良するとき、あその暗渠を大きい暗渠を入れるということを国にしてもらうように決まっております。それで、そうなった場合に、上流は解決しても、今度は下流対策、流れがよくなることによって下流にどういう影響を及ぼすのか、このことも配慮しながらやらなきゃならないということもございますので、いろんな問題で水問題、行政としては非常に重要な課題だと思いますし、福島校区につきましても、非常に長い歴史の中でなかなか今日までできなかった、しかし、それを計画的に少しずつでも解決していかなきゃいけない。

随分前に暗渠をもう一本、山の井川の河川に流す計画があったんですけど、2本できなくて1本で終わったということもございますし、いろんなことをこれから大局的に考えながら、水問題に努力していきたいと思っております。

○8番（高橋信広君）

大変重要な、そして難しいですけど、よろしく願いいたします。

それでは、時間が押しましたので、いろいろと割愛しながらやります。

健康寿命の延伸について、保険者努力支援制度については、先ほど市長答弁にもありましたように、実績は比較的上位のほうで順調に来ているとは思いますが、大きな課題というのは、一つ私のほうから感じているところは、特定健診受診率、あるいはがん検診というところが大きいのかなと。あとほかにもあるんでしょうけど、ここを何とかするというところについては、やっぱり個人インセンティブの健康ポイント、これが一番文字どおりポイントになるかなと思っています。現在でもまだ三百何人かということですから、そういう意味では、これが1,000人、2,000人、3,000人とすれば、その方々は必ず受診を受けるということですよ

から、そこをもっとPRしていくということが一番重要かと思っていますから、これについていかがでしょう。

○市民課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

議員言われますとおり、平成30年度から健康ポイント事業を開始させていただきました。昨年は初年度ということでなかなか取り組んでいただける方の数が少なかったんですけど、11月現在で昨年実績は既に超えております。ただ、言われますとおり、全体に占める割合というのは大変少ない部分がございますので、今後、いろんな機会を通じて健康ポイント事業のPRをさせていただきたいと思っておりますし、また制度の中身も今年度から対象点数を低くさせていただいて、なるべく応募しやすい環境づくりをさせていただいております。そういった部分を含めまして、今後とも取り組ませていただければと考えております。

○8番（高橋信広君）

また来年の改善も特にお願いしたいんですが、一つは、健康ポイントの参加率を上げるには、浸透度というのがまだまだ悪い——悪いというのは言い方が悪いんですけど、右から左へ捨てられたりというのが非常に多いのかなと思います。そういうことで、行政区単位での説明も必要なんですけど、行政区長に全てをお願いするというのは限界があるのかなと感じています。できれば、健康推進員、あるいは健康福祉員みたいな方々を設置していただいて、そういう方々が一生懸命そういうことも含めて活動していくような仕組みをつくっていただきたいということが一つと、もう一つは、行政区単位の受診率はもう少しホームページも含めてオープンにして、少し競争をあおるようなこともぜひやりながら、受診率を上げていただきたい。がん検診も含めて、これはお願いでございますので、回答は結構です。

それから、胃がん検診について、少し私が調べた中で、福岡県では今40%、市だけで全部で29の市があります。そのうちの12市が内視鏡の検査が実施されております。それと、一つ気になったのが、同じ医療圏で、例えば久留米医療圏でしたら、5つの市町村がありますが、やっているのは久留米市だけですよね。それから、有明医療圏、大牟田市と柳川市と、それからみやま市、その中でやっているのは大牟田市しかやっていない。そういう意味で、八女市が今取り組んでいらっしゃることはどうも八女・筑後医療圏の中でみんな一緒にやろうというような考えみたいですけど、別にそれは気にしなくていいんじゃないですか。それについていかがですか。

○健康推進課長（橋爪美栄子君）

お答えいたします。

胃内視鏡検診につきましては、令和元年度では20の自治体が導入をされております。市といたしましては、胃内視鏡検査は集団検診での実施は難しく、個別医療機関での実施を検討

しているところです。現段階の状況につきましては、胃内視鏡検査を実施できる医療機関は限られており、また、さまざまな御意見をいただいているところで、これをまとめるのに時間を要している状況でございます。

今、議員から御指摘いただきました各自治体ごとにやってはどうかといった御意見も出ているところではございますが、まずは胃内視鏡検査を導入するに当たって、どういった方向で行くのかということに重点的に協議を進めているところでございますので、今言われましたものを含めまして協議をしていきたいとは考えております。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

あと、調べている中で、一つおもしろい、嘉麻市は基本的にはバリウムだけです。しかしながら、身体的理由により胃がん検診を集団検診で受診が困難な方には、胃の内視鏡をどうぞ受けてくださいと、それについてはしっかりと市のほうで補助も出しますというやり方をされているんですね。そういう考え方も含めて、ぜひ八女市もとにかく早く、もう3年も4年もたっているわけですから、どうしたら市民の健康、命を守るというところを少しでも早く、一歩でも二歩でも胃がん撲滅のためにも進めていただきたいと思っておりますので、そのことについて十分検討いただくかどうか、まずお願いします。

○健康推進課長（橋爪美栄子君）

お答えいたします。

胃内視鏡検査は国の指針の一部改正により、集団検診でも実施ができるということになりました。市といたしましても、各自治体によっていろんな導入のやり方がございますので、その先進事例を確かめながら、胃内視鏡検査を導入するということを目的に準備委員会を立ち上げておりますので、この中でしっかりと協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

何よりもスピードが大事ですので、よろしく申し上げます。

それから、次の5月15日を健康の日ということで、これはもともと健康の日ということをおっしゃったのは、実は三田村市長のほうで平成27年6月の一般質問のやりとりの中で健康の日なんか設定して、健康を考える日、市民の意識づけのためにはそういうことも考えたいなということをおっしゃってました。それが物すごく頭に残ってしまして、それからちょうど5月15日、都市宣言をやられました。都市宣言をやられた日をぜひということで、実は委員会の中でも指摘事項として出したこともあります。それで、一つネックになったのが5月15日は大変忙しい時期なので、その日に常にイベントはやれないということがネックだったと。しかしながら、別にイベントは何も必要ないと思っていまして、今、新たに考え

ました。都市宣言をやられた日、それが健康を考える日、健康の日という考え方で、その日に、例えば、市長がFM八女のほうでメッセージを送っていただいて、そして誰かがまたあの5つの項目をしっかりと読んでいただく、そして5月15日号の「広報やめ」にはスポーツ、健康関係の一色のもの、その日を機に市民の方々の健康意識はことしも健康で、来年もまた健康でいたいと、そういう日になったらいいなと思っているんですけど、市長の見解をお伺いします。

○市長（三田村統之君）

おっしゃるように、スポーツ・健康づくりフェスタは、市民の皆さん方に多く御参加をいただいております。議員おっしゃるように、健康については日々努力しなければならない問題でございますので、別に5月15日でないとどうにもならないという問題ではないと思っております。しかし、一旦この日が適当であると決めた以上は、市民の皆さん方にも浸透はいたしておるわけでございますので、改良すべき点については、あるいはまた、新たな健康づくりを導入するにしても、よく検討しながらいきたいと。ただ、5月15日はきょうの段階では変えるつもりはございません。

○議長（角田恵一君）

高橋議員に申し上げます。時間が迫っておりますので、まとめてください。

○8番（高橋信広君）

1点だけ、介護予防交付金については聞きましたので、フレイル健診について一言、来期から国のほうが考えているフレイル健診についてお答えいただけますか。

○介護長寿課長（橋本妙子君）

お答えいたします。

今御質問いただきましたフレイルにつきましては、フレイルといいますが、要介護の状態に至る前の段階として位置づけられております。体の脆弱性のみならず、精神的、心理的、また社会的な脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障がいや死亡を含む健康障がいを招きやすいハイリスクの状態を意味するとされております。

このフレイルへの対策につきましては、八女市におきましては、以前より介護保険事業中の介護予防事業の中におきまして、口腔ケアですとか運動、栄養などのフレイル予防ということで取り組んできているところでございます。今後も介護予防の事業の中で一体的に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○8番（高橋信広君）

済みません、時間が来ましたので、これで終わらせていただきます。健康寿命の延伸についてもよろしく願い申し上げます、終わります。

○議長（角田恵一君）

8番高橋信広議員の質問を終わります。

11時30分まで休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

1番中島信二議員の質問を許します。

○1番（中島信二君）

皆さんおはようございます。1番中島です。

防災対策について質問いたします。

防災対策については3人連続で入っていますので、重複するところもあると思いますけれども、きのうのことは忘れておりますので、先ほど高橋議員のほうとよろしく願いしておきます。

まず、ことしの自然災害によって亡くなられた方へのお悔やみ、それからまた、被災された方々へのお見舞いを申し上げたいと思います。一日も早い回復、復興、復旧を願うものでございます。

1番目に、八女市地域防災計画についてであります。平成25年、30年と見直し、改定されたようでございますけれども、特に平成24年の九州北部豪雨災害後は、災害前と比べどのような改定があったのか、お尋ねしたいと思います。

2番目に、避難に関する情報伝達についてであります。ホームページなどによりますと、防災ラジオ等で知らせることが書いてありますけれども、これで十分なのか、また災害には早期に安全に避難することが最重要であります。避難に関する市の対策を聞き、私は被災された市民との対話をもとに避難について質問、要望をしたいと思います。

詳細については質問席において行いますので、明快な答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

1番中島信二議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、防災対策についてでございます。八女市地域防災計画が平成24年発生の九州北部豪雨災害を受け、平成25年に見直し、平成30年に改定とあるが、主にどのような改定がなされたのかというお尋ねでございます。

近年発生する大きな被害をもたらす自然災害により明らかとなった課題に対応するため、災害対策基本法等の法令、国の防災基本計画及び福岡県地域防災計画の改定が行われており、平成30年度の地域防災計画の主な改定につきましては、それに応じて、事前の防災対策や被

災者対策等必要な見直しを行っております。

次に、避難に関する情報は、どのように伝達しているのか。災害発生時の避難誘導については、防災ラジオ、消防アナウンス、ハザードマップなどだけでは不十分。徹底した行政指導のもとで、タイムライン（事前防災計画）を作成し、全市民が安全に避難できる体制を構築すべきではないかというお尋ねでございます。

災害時には、住民一人一人が、自分が住んでいる地域にどのような危険があるかを認識し、必要であれば早目の避難を行うことが大切です。

このことを防災研修会や出前講座などを通して住民にお伝えするとともに、自主防災組織の育成支援及び避難行動要支援者支援事業により地域での避難支援体制の推進を図っております。

災害時は、避難勧告などの避難に関する情報について、防災ラジオを初め、県の防災情報等メール配信システム、緊急速報メール、市のホームページ、テレビのデータ放送、登録者に対するファクス及び消防車両等による広報など、さまざまな情報伝達手段を使用し、早目の情報発信に努めているところでございます。

また、八女市の台風想定タイムラインは作成しておりますが、今後は地域事情を反映させた地区別のタイムラインの作成支援なども含め、引き続き地域の避難体制の充実に努めていきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○1番（中島信二君）

御答弁ありがとうございます。

まず、八女市地域防災計画の問題ですが、見直しが平成24年の九州北部豪雨災害の教訓からと思われますけれども、また、平成30年の改定で4編で構成されているということですが、簡単にその4編の中身がわかれば教えていただきたいと思っております。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

八女市地域防災計画においての4編ですけれども、この点に関しましては、風水害対策編、震災対策編、事故対策編、あとその他の資料編ということでの4部構成でしております。

それと、今回、平成30年度の改定、平成31年3月改定のポイントでございますけれども、大きく4点項目がございます。まず1点目として、住民等の円滑かつ安全な避難の確保ということで、要配慮者利用施設の非常災害に関する具体的な計画、次に、避難勧告指示等の発令体制の強化、指定緊急避難場所と指定避難所、水害等に関する情報提供並びに土砂災害情報提供の強化、大きな2番目として被災者保護対策の改善、避難者対策の充実ということで、女性の視点を踏まえた避難所運営なり車中泊等への対応に関する記述等を書いております。

3点目として、平素からの防災への取り組みの強化ということで、市民の防災への備えや災害時の心得について明記しております。最後に、その他ということで緊急車両等の通行ルート関係、災害廃棄物関係、それとその他用語の修正等です。

以上の点を今回の改定ということで行っておるところでございます。

以上です。

○1番（中島信二君）

今、課長が言われたとおり、非常に詳細にまめに改定されたわけでございますけれども、問題は市民がそれをどれだけ理解しているというか、周知しているかということ、行政側だけ詳しくやっても、市民は全然わからないというのが現状じゃないだろうか。しかし、これだけ計画をやられたということは、いざ有事になれば、その行動があると思いますので、頼りにはするわけでございますが、後でまた話しますけれども、やはり市民にはいろいろ、健常者ばかりじゃございません。高齢者、それから障がいを持った方とか、子どもとかいっぱいおられるわけでございますので、いざそういった災害が発生したときに、市民への意識がどれだけいっているかということをもう少し、いろいろ伝達する方法としては、市広報、我々の議会だよりにしても、防災ラジオにしても、いろいろあるわけでございますけれども、なかなか末端の市民まで、特にこういった防災関係になりますと、日ごろ何もないときには全く関心がないことでございますから、そういったこともぜひとも周知をしていただきたいと、PRをしていただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、2番目ですけれども、これは基本的な質問になりますけれども、我々はある程度理解しているわけですが、先ほど言ったように、市民の皆様が本当に単純なというか、素朴な質問でございますけれども、ひとつそういったこともお聞きしてくれという要望もあってお届けしますけれども、災害が発生すれば対策本部が設置されるわけですね。そのタイミングはいろいろありますけれども、どの段階でどのような組織が設置されるのか、教えてほしいと思います。これは市民に伝えたいと思いますので、ぜひともお願いします。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えします。

今、議員おっしゃられた、いわゆる発令の基準等がございますので、これに関して少々述べさせていただきます。

まず、気象庁、気象台のほうから注意報関係が出されます。大雨注意報とか強風注意報とかですね。この注意報を受けまして、我々、防災安全課のほうでは、警戒体制を整えているところでございます。その次の段階といたしまして、大雨警報とか強風警報とか土砂災害警報とか、こういったものが出ます。警報関係が出されました段階で、災害警戒本部というのを立ち上げております。八女市の職員の警戒体制ということで、第1配備というものを敷き

まして、本庁、各支所に詰めて、情報等の収集等を行っているところでございます。その後、実際に災害等が発生する、ことしも第3段階ということで大雨特別警報等も出されております。こういったものが出された際には、先ほど議員がおっしゃられたように、災害対策本部のほうに切りかえまして、その対応に当たっているところでございます。

その他、雨の状況なりに応じて避難等の発令をやっているところでございます。

以上です。

○1番（中島信二君）

災害対策本部というのは、気象庁が警報を出したときには本部になるかもしれませんが、その前には一応予備段階があるわけですね。私はちょっと知らなかったのですが、急に集って、あの対策本部ができ上がってから動かれるのかなと、そして警報が出たらという感じをしておりましたので、ちょっと遅いんじゃないかというような感じを自分でも思っておりましたので、安心しました。わかりました。

それから、避難に関する情報でございますが、これはホームページ等では、市民には防災ラジオ等で知らせるといことでありますけど、もちろん防災ラジオだけじゃないと思えますけれども、これは十分だと思いですか。発するほうはそう思われておるかもしれませんが、いろんな話を聞くと、なかなかわからなかったと。普通聞くのは、我々はもちろん防災ラジオを聞きますけれども、お年寄りの方とかいろんな方は、例えば、雨が物すごく降っていると、音もかき消されて、消防団も回っているが、何を言ってるかわからない、防災ラジオも聞くけれども、ちょっと聞き損ねてよく聞こえないというような状態で非常に不安が出てくるという方もいらっしゃいます。

後で話したいと思えますけれども、やはり避難行動の要支援者なんかの方たち、登録された方もあると思えますが、日ごろの社会的弱者の方たちの避難に関する、これは非常に重要なことであって、どういったことで知らせて、どういった避難行動をさせるかというのは、私は相当なことをやらないとなかなか完璧にいかないんじゃないかと。これは完璧という言葉は悪いかもしれんけど、人命にかかわることですから、徹底して私は強い組織をつくらんといかんなど、組織というよりもシステムをつくらないといけないということを感じて、今回の質問にしたわけでございますけれども、まず伝達、その防災ラジオ等で、先ほど市長の答弁にもありましたけれども、テレビのデータ放送とか県の防災情報のメールとか、いろいろあると思えますけれども、これを見ると、大体の方はわかると思えますけど、わからない方も相当いらっしゃるんですね。ちょっとそこら辺の工夫をしていただきたいと思えますが、どんなでしょうか。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

先ほどそれこそ市長の答弁にもございましたけれども、情報の伝達手段、発令の伝達手段というのはいろいろございます。一番身近なというか、八女市が取り組んでいるところでありますと、先ほどおっしゃられたように、防災ラジオが一番身近なものだと思っております。基本的に全戸配付をさせていただいておりますし、緊急時には自動スイッチが入りまして、割り込み放送等も行った上での伝達をまず行っているところでございます。

そのほか、各メール、先ほどもおっしゃられましたけれども、消防団とか消防本部関係での車両を使った地区内の巡回放送とか、そういったこともやらせてもらいますけれども、今後といいますか、先ほど議員のほうからもあったように、避難行動要支援者制度というのがございます。こちらの制度も活用しながら、支援を受ける方、支援される方との地区内での連携等でもって情報の伝達等もしていけたらと、強化していけたらと思っているところでございます。

以上です。

○1番（中島信二君）

とにかく、いかに市民の隅々まで伝わるかということが非常に重要だと思うわけです。

次に、災害時にはやっぱり早期に安全な避難が最重要じゃないかと思うわけですね。絶対犠牲者を出さないという目標で対策に当たられていると思うんですが、災害発生から市民の安全確認まで、例えばどういったタイムラインで、発生から避難指示、そして安全確認までのタイムラインを市のほうは、これは県のほうの台風のほうはありましたけれども、市もあるんじゃないですか。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

タイムラインですけれども、国が示しておるもの、県が示しておるもの、また八女市については筑後川河川事務所と県と一緒に作成しております台風に関するタイムラインというのを作成しております。これはあらかじめ、いわゆる時系列的なものが最接近、日時といたしますか、台風のようなものに関して作成しておるものでございまして、これに基づいてその時々情報発信等に努めておるところでございます。

以上でございます。

○1番（中島信二君）

このタイムラインの資料を見ますと、項目は警戒レベルというのがあります。そして、避難に関する情報、それと発令時の状況、気象状況、住民がとるべき行動という項目に分かれて、レベルが1、2、3、4、5まであるわけですね。当然5が一番ひどいわけですが、これは水害に関してだけですけれども、この1、2までは注意報ということで、気象情報の段階では注意報ということになっておりますが、3以上、3、4、5は各自

治体が発すると、市が発令するという事になっているみたいですが、これを見るとですね。一番重要ですが、いつのどの段階で、この表だけじゃないでしょうけれども、このタイムラインを見ると、3であれば避難準備、高齢者が避難開始と、発令時の状況にしては、人的被害が発生する可能性が高いということになって、気象情報のほうは洪水警報、氾濫警戒情報ということが3で起こりますね。4、5となると、もちろん警報から緊急避難ということでひどくなるんですが、市は大体どの段階で発令というか、避難の場合、考えておられるんですか。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

避難の発令に関することでございますけれども、今おっしゃられたように、今回というか、八女市がとっておる形といたしましては、まず自主避難所という形で災害が予想される場合には、本庁、各支所単位で自主避難所というのを開設しております。議員おっしゃられたように、その後、警報等が発せられる、ことし3年連続でございましたけれども、大雨特別警報なりが出た場合には、また次の段階に行く、指定避難所の開設とかですね。今回、8月の大雨でございましたけれども、矢部川のほうが水位の観測所がございます。この場合での氾濫危険水位等も定められておりますので、そういった数値情報等も見据えながら、避難所の開設、並びにこの避難所ですけれども、指定避難所、その他の避難所、もしくは地域の避難所、特に地域の避難所に関しましては行政区長さん方をお願いをしているところでございます。

以上です。

○1番（中島信二君）

その避難所ですけど、きのう、栗原議員にも回答があったと思いますけれども、ちょっと忘れましたので、もう一回、避難所について、現在、八女市内で何カ所設けてあるか、また災害にもよりますけれども、違ってくるとは思います、種類とか用途とか、そういったことがあれば、避難所についてももう少し詳しくお願いしたいと思いますが。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

避難所に関してでございますけれども、これはまず、市が指定します指定避難所というのが八女市内に23カ所設置しております。これはあくまで旧小学校単位程度に一、二カ所程度ずつ配置をしております。小中学校の屋内運動場とか地域のコミュニティセンターとか、ある一定の避難者等を収容できる施設で、公共施設等を指定しておるところでございます。

次に、その他の避難所ということで、指定避難所以外の公共施設等が主なものになってきますけれども、自主的に避難できる避難所ということで、その他の避難所をしておるところ

でございます。指定避難所が逆に災害等で使えなくなった場合とか、大規模になった場合とか、そういったところでの代替施設として市が開設するというのも考えておるところでございます。

それと、次に福祉避難所というのがございます。これについては、指定避難所等で受け入れが困難な方々等を受け入れる二次的な避難所ということで、福祉避難所を指定しているところでございます。旧町村単位に1カ所ずつ設置しておりますので、合計6カ所ということでございます。

それと、このほかに、先ほど申し上げましたけれども、地域の避難所ということで、いわゆる行政区単位、自主防災組織単位で各地域の避難所というのを届け出をさせていただいているところがございます。

指定避難所は23カ所、その他避難所が93カ所ございます。福祉避難所は、先ほど申しました6カ所ございますので、122カ所でございます。それと、地域の避難所が、ちょっとろ覚えですけども、200カ所程度あったと思っているところがございます。

以上です。

○1番（中島信二君）

先ほど高橋議員よりハザードマップの件で、浸水、冠水の件でお話があったんですが、このハザードマップの中に記されている避難所ですね。避難所は確かに記載されておりますけれども、避難所によっては危険箇所になるような、もう何回も各議員もおっしゃっていますが、水害の場合と台風の場合、また地震の場合とかいろいろ災害がありますけれども、全く水害の場合は、地元で悪いですけれども、私は長峰校区におりますが、長峰小学校が指定避難所なんですね。当然そうだろうと思えますけれども、水害のとき一番初めにあそこの近くの人が避難をされます。学校から離れます。というのは、一番冠水する地区でありますけれども、そういうことで、そういう訂正というか、これは長峰だけの問題じゃなくて、ハザードマップに、水害の場合はいいけれども、台風の場合はこちらとか、いろんな災害の種類によって避難箇所が違うんだということを何とかできないだろうかと思うんですよね。

それと、きのうでしたか、栗原議員もおっしゃったように、中山間地になると、水害もですけれども、土砂災害というのが非常に危険な箇所が多いものですから、やっぱり逃げるところがないと、避難所に行ってもなかなかうまくいかない。そういうところをマップでもしてあるかもしれませんが、ちょっと私、そこら辺を見ていませんが、優しく詳しくしてやっておかないと、いざというときに難しいんじゃないかと思えますので、ひとつそこら辺の、今度改定されるのであれば、避難所についても、ただ指定避難所だ、その他の避難所だということだけではですね。

それから、第二次避難所、福祉避難所に関しては避難行動要支援者ですか、これは登録制

になっていると。今何名ぐらいいらっしゃるんですか。きのう何か答弁があったんですかね。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

避難行動要支援者制度のことについてだと思います。いわゆる災害が発生前なり、発生した折、こういったときに御家族等での援助が困難で、何らかの助けを必要とされる方や、日常生活での見守りや安否確認に不安を感じている方の登録を行って、地域でもって支援をしていただく体制の推進を図る事業ということにしております。

登録の対象者は、高齢者や介護認定者となっております。

議員御質問の登録者数でございますけれども、11月末現在で1,113名の登録があつておるところでございます。

以上です。

○1番（中島信二君）

今、避難行動要支援者の登録制度の件でお伺いしましたけれども、避難に関してのいろいろな防災対策のホームページなんかを読んでみますと、要援護者、要配慮者という言葉が入って、今言った避難行動要支援者と同等の意味だろうとは思いますが、何でこういった違った表現をされるか、これは誤解しやすいんじゃないだろうかという気がしました。これは回答はよろしゅうございますが、要するに避難時に避難弱者ですね。弱者と言うと悪いかもかもしれませんが、そういう方たちの表現でしてあるんだろうと思います。それはわかりました。

次に、私、ある市民からこれは市のほうにもぜひ伝えてくれということで、今後の対策にも非常に勉強になるんじゃないかと思ひながら、聞きながら、そして私は要望、要請したいと思ひますけれども、ちょっと市民と話した一部をお話しします。

高齢者でひとり住まいの市民です。大雨になれば、まだ家の周りが冠水や浸水はしていませんが、雨の降る状況を見て、不安で仕方がありませんでした。早く避難しようと思つても、なかなか踏み出せないんです。みずから動いて避難するには勇気と決断が必要です。そのために、日ごろ防災訓練や講演会などにも参加して備えはしているつもりでしたが、いざ有事になれば、パニックになり動けませんでした。たまたま近所の方から声をかけてもらい、冷静になり、避難行動に移り、助かりました。市からの発信する防災ラジオ、消防のアナウンス等は聞こえないし、全く聞く余裕もありませんでした。

このような経験は今後も多くの市民が経験されるんじゃないかと。当然市民の方にはいろいろな方がいらっしゃいます。難聴の方もいらっしゃいます。もちろん高齢者、障がいを持った方、いろいろな方がいらっしゃいますので、私はよく言う自助、共助、公助と言ひますけれども、まず第一にはみずからの命はみずから守るといふのが基本中の基本でございます

けれども、やはり共助、地域でお互いに助け合うということが共助でありますけれども、その間に近助というのを入れたいと私は思うわけです。私は、防災に関しては議員になって質問は3回目ぐらいですけども、それが共助といっても結構広い地域になるわけですね。だから、ある程度、範囲でいうなら隣組単位ぐらい、もちろん肉親に近いところの人たちが、やはり一番いざというときも頼りになるわけです。初動救助ですね。

そういうことで、お願いというのは、これはぜひともしてほしいんですけど、行政主導もって避難の体制、避難をさせる体制のシステムをつくっていただいて、それを発令してほしい。難しい問題じゃないんですよ。マニュアルでもあると思いますが、例えば、市、防災本部から校区の代表の行政区長に行って、またそれから行政区長、そして隣組長、その段階ではある程度行政でも措置があると思いますので、一番弱い避難弱者に対して発令が市から出たら、この人は必ず自分が、誰が避難を一緒にする、責任を持って連れていくという形を、そういったシステムをつくってほしいんです。というのは、市はいつもされています。地域で自主防災組織なんかの訓練でも、お互いに避難とか救済するときには近所で、日ごろコミュニケーションをとって、きずなをつくって助け合いましょうということは、嫌というほど皆さんわかってあります。今、読んだように、いざというときは動けない人がいるんですよ。実際にこの人は経験されています。今後、もっと大きな災害があったら、一番大切なのは人命なんですよ。だから、そこを考えて、これがもし早目の避難をしてもらえばいいことです、発令をですね。これが空振りでもいいじゃないですか。空振りが一番いいんですよ。あんなしておろたえて避難したけれども、何もなかったと。それが一番いいんです。実際災害があっても、それでも助かるし、おくれたら非常に悲しい結果が出るかもしれませんし、この前の台風19号と豪雨の中で5分、10分おくれて亡くなられている高齢者というのはかなりいらっしまった。1階に住んでいて、老夫婦で、皆さん見られた方もおられると思いますけれども、5分、10分で1メートルぐらいの水位が上がって、2階に上がれずに亡くなっている夫婦なんかもいらっしまった。だから、時間との勝負、そこまですたら大変ですから、もう私から言わせれば、注意報が出たときに避難をしてくださいと。これは一挙に市が発令するから、市民全員に避難しなさいじゃなくて、やはりそこそこの地域の情報で入ると思いますので、ぜひともそのシステムで市からの発令で、行政区長さんたちから隣組長さんまで、そこまでのシステムを、市が全部下までする必要はないんですから、行政区長さんとか隣組長さんをお願いして、こういった地元の仕組みを私たちはつくりましたということで、それを聞いて、それを発令して、それを実行させるということをぜひやってほしいと思うわけでございますけど、市長、最後にその件、よろしくお願いします。

○市長（三田村統之君）

お答えをいたします。

やっぱり一番大事なことは、今、議員おっしゃられたように、周囲の隣組ぐらいの単位、あるいは五、六世帯の単位で、この高齢者は災害が発生したときにどう助けるのか、どう誘導するのか、誰がどうするのかというところまで考えておかなければならない。特に中山間地の場合は、小集落が多い、そうすると高齢者のひとり暮らしとか高齢者のみの二人暮らしという世帯が多い。こういうところの高齢者の皆さん方や障がい者の皆さん方をどう助けることができるのか、これは極めて重要な課題だろうと思います。

私どもは日ごろから、今回も11月は非常に地域でイベントがございました。たくさんの方々がこのイベントに参加をいただいております。やはり地域の交流、若い人も高齢者も女性も、こういう方々が交流を日ごろからしておく、同じ地域に住む人たちを身近に感じて、何かあったときはみんなで助け合おうという雰囲気をつくるのが大事なことだろうと思っております。そういう面では八女市は非常にいろんな地域でのイベントがありますし、交流もそのことによって深まり、きずながそこから生まれてくるということでございますので、そういうことも大事にしながら、いろんな角度からひとり暮らしの高齢者を初め、避難が困難な方々に対する対応をこれからいろんな組織を、行政区長会はもちろんでございますが、民生委員の皆さん方やいろんな団体を通じて御協力をお願いしていきたいと思っております。

○1番（中島信二君）

おっしゃるとおりでございます。なかなか、それは今、市長がおっしゃったことは、どの地区も日ごろのおつき合いを長くして、きずなをつくって、いざというときは助け合いましょうよということ、どこもというか、私たちもよく会合等の御挨拶でそれを申し上げるんですが、実際いうと、やはりどんなに日ごろ仲よくというか、つき合いをしておっても、いざ、私が先ほど読んだように、人間というのは一人になって恐怖感になれば、パニックになって動けんようになる、ましてや社会的な弱者の方たちはですね。言い方が悪いかな。高齢者とか障がいを持った方たち、それは若い人でも精神的にそういった疾患を持っておられる方もいらっしゃいますので、何とかそのシステムをつくって、半強制的じゃないですけど、僕は半強制的でもいいと思うんです。これは市からの発令ですから協力くださいということで連れて避難をさせるというぐらいの強さを持たないと、なかなか自分では、そしてまた、ああ、助けないかんという人たちがばかりならいいけれども、自分のことで精いっぱい、そのままほったらかしじゃないですけども、やはりそのシステムを早くつくれば、落ち着いたときに、冷静なときに行動できますので、できればそういったシステムをつくって、ただ避難発令だけじゃなくて、そのシステムを発令しますということをやっていただければ、私は大変避難に関してはもっと徹底したあれが安全にできるんじゃないかということを思いますので、それは一応要望として、今、市長からも返答いただきましたので、ぜひとも願

いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（角田恵一君）

1 番中島信二議員の質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

午後0時11分 休憩

午後1時 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

7 番堤康幸議員の質問を許します。

○7 番（堤 康幸君）

こんにちは。7 番堤康幸です。今回、通告しております2件4項目について質問をしたいと思っております。

ナシ赤星病撲滅対策の進捗状況についてということで、平成28年の9月定例会から今回で4回目の質問になるわけですが、この件に関しましては、撲滅が完了するまでは議論をさせてもらいたいと思っております。

あと、貴重な樹木の保護についてということでお伺いをしたいと思っております。市長答弁をお聞きし、詳細は質問席より行います。よろしく申し上げます。

○市長（三田村統之君）

7 番堤康幸議員の一般質問にお答えをいたします。

ナシ赤星病撲滅対策の進捗状況についてでございます。

対策の現状はどうかという御質問でございます。

梨の赤星病の対策につきましては、JAふくおか八女、八女普及指導センター、なし部会と連携した取り組みを進めております。

昨年度は、ビヤクシンを植栽している市民の方が啓発チラシを見て伐採について了承いただき、関係機関で協力してビヤクシンの伐採を行っております。

次に、中間宿主排除協力への条件整備の検討はという御質問でございます。

現在、事業所及び民家において、ビヤクシン伐採について了承が得られた場合は、伐採と伐採木の処理をJAふくおか八女、なし部会、本市で協力して行っておりますが、そのほか、条件整備は行っておりません。

次に、他産地の調査はされたのかというお尋ねでございます。

今までのところ、他産地への調査等は行っておりませんが、JA、なし部会とも協議し、近隣産地への視察調査を検討したいと考えております。

貴重な樹木の保護についてにつきましては、この後、教育長が答弁をいたします。よろし

くお願いいたします。

○教育長（橋本吉史君）

7番堤康幸議員の一般質問にお答えをいたします。

貴重な樹木の保護について、(1)市内の貴重な樹木の保護に対する考えはとのお尋ねでございます。

市内の文化財の中で貴重な樹木として指定された天然記念物は、国指定1件、県指定11件、市指定19件の合計31件となっております。

ほとんどの天然記念物は、所有者である個人や地元団体が管理を行っており、黒木町の国指定天然記念物である黒木の藤と矢部村の市指定天然記念物である枳殻の木のみを市が直接管理しております。

天然記念物である樹木の保護について相談や要望があった場合は、国、県指定は県文化財保護課に、市指定は市文化財専門委員会の専門委員に助言を求めて対応しております。

以上、御答弁申し上げます。

○7番（堤 康幸君）

この赤星病の撲滅対策でございますけれども、この病気の特殊性については、過去の質問の中で説明をしておりますけれども、まず、梨園から見ると、このビャクシン類が一定の範囲の中に植栽がされていなければ絶対に発病しない病気の性質から、当然、地域の協力が必要なことから、対策をしていただいておりますけれども、ことしの被害状況について、資料があればお示しをしていただきたいと思います。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えを申し上げます。

本年度の被害状況ということですが、被害がゼロということではございません。ございませんが、やはり議員おっしゃられたとおり、今回が4度目というこの病気に対する御質問でございますが、それ以来、当所管課といたしましても、それぞれの関係機関と協力しながら事業を展開しておりますので、そのかいあってという言い方がどうかわかりませんが、やはりこの病気については少しずつではあるが終息をしておると。ただ、生産額につきましても、本年度につきましては昨年度を上回る梨の生産額をとということで情報を得ているような状況でございます。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

今年の発生はあったけれども少なかったと、そういうこと。報告がありましたけれども、市民の皆さん方の今のところ善意によってビャクシン類の伐採が行われておりまして、取り組みを進めていただいておりますことに関しては、もう感謝を申し上げる次第でございますけれども、

ども、被害が少ないということにしても、実際、病気が出たということは、まだ市内に梨に影響を与える範囲の中にビャクシンの植栽があると、こういうことになります。

ことしは3月から6月の中旬ぐらいまでにかけて非常に雨が少なかったと。そういうこの病気が出やすい条件がちょっとなかったというのとあれですけど、そういう関係もあろうかと思えますし、また今まで取り組みを進めていただいております結果が少しずつは出始めているのかなと思います。

ことしになってのビャクシン類の伐採状況はどういうふうになっていきますか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答え申し上げます。

本年度につきましては、若干ではございますが、1件の個人の方が啓発チラシをごらんになって、そういうことであればぜひうちのほうの伐採をお願いしますということで、2月でございましたけれども、これにつきましてはJ Aのなし部会、市普及センター、協力しながらそこら辺の個人の住宅のビャクシンの伐採をやったという実績がございます。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

チラシ等で周知をしていただいております、これも以前は関係地域に隣組の回覧という形でやっていただいたものを今、全戸配布ということで、ことしはまた今まで配布のなかった地域にもチラシが入っておると伺いましたけれども、何かこの撲滅対策のチラシの配布方法を変えられたのですか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答え申し上げます。

チラシの配布の仕方は以前と変えておりません。それぞれの対象地域、特に八女地域では長峰校区、岡山校区、それと黒木地区におきましては笠原地区、立花地区におきましては白木地区と、そういった梨の園地が随所に見受けられるところにつきましては、それぞれの支所等を通じまして、その関係する地域、そこに全戸にチラシを配布させていただいたということでございます。なおかつ、先月がなし部会の八女支部の総会がございました中で、梨の生産者につきましては、今の時期が非常に、こういう言い方はどうかと思いますけれども、暇な時期といいますか、動きがとれやすいということもございまして、その暇という言い方はちょっと失言でございますけれども、動きやすいという時期ですよということをお聞きしましたので、その対象地域におきましては、12月の広報に合わせまして、その対象地域に全戸配布をさせていただいたということで、部会の皆様方もそれを見て、なおかつ自分たちでやれることはやろうという、そういった意識も多分に芽生えてきていただいておりますので、その辺につきましては、非常に当課といたしましては明るい材料かなと考えておるところで

ございます。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

ちょっと今までよりかはチラシの配布時期を早められたと。いつも2月ぐらいじゃなかったかなと思っております。そういうチラシを見て、協力される方が出てくるというのは非常にありがたいことでございますけれども。

それともう一つ、この周知の八女市のホームページのほうにも農業振興課の枠の中に入っております。ちょっとそのままではかなり探しにくい場所にある。せっかくチラシもそういう形でちょっと早目に配布をし、またそれを見て協力をしてもいいという、そういう市民の方がおられるということであれば、ホームページの、要するに閲覧する場合もできればもうちょっと浅いところというか、トピックス的なところにこういう時期だけでも引き上げていただけたらばと思いますけれども、いかがですか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えを申し上げます。

今、議員おっしゃられたとおり、八女市のホームページの中で、組織の中の農産園芸係、その中の20項目ぐらい入ってございますけれども、その中をクリックすれば、その病気の概要等、チラシをホームページで発信をしている、これも前々回より議員からの御指摘があった中で、そういう周知も必要だろうということで、そういうことで対応させていただいておりましたが、やはり今、議員御指摘のとおり、当然、この赤星病といいますのは、3月から6月ごろ、やはりビヤクシンから梨の木にうつると、そういう状況もございますので、まさしく今、議員おっしゃられたように、そのトピックス的な観点から、そういったホームページの掲載が我々が独自に掲載が可能かどうかというのもありますので、ホームページの所管課のほうにも確認をした中で、やはりそういった非常に病気の発生する時期にそのホームページをそのあたりにトピックス的に出すのは効果があるのではないかと私も感じておるところでございます。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

これは、どこからどこで、検索の順番というか、大した経費がかかからんと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

今、課長が言われましたように、ビヤクシン類に感染して、実際それが目で見える形になるのがやっぱり3月の後半なんですよね。6月から7月ごろ、いわゆるビヤクシン類に中間宿主に感染するわけですがけれども、その期間、何も外からは確認のしようがないということで、取り組みを進めていただく中で、孢子堆の着堆調査をずっとやってもらっておりますけ

れども、これも継続して多分やってもらうことだろうと思っておりますが、この前の質問のときに、地図、図面を出していただきました。

ことしの被害が出た園地と大体どこら辺のビャクシンが関係しておるか、そういう分析、着堆調査と実際被害が出た畑との因果関係といえますか、こういうことは大体どこでやってありますか。そこら辺のところをちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えいたします。

どのあたりにという、ちょっと詳しくは把握は現段階ではできておりませんが、なし部会の指導員のほうに聞き及んだところ、やはり一昨年、ある八女の岡山地区のとあるところで80本余りを伐採したという中で、やはり当然、その周辺に梨園が多うございますので、それについては一定やはり被害が少なくなっているんじゃないかということで報告も受けております。

ただ、図面上危ない、危険度といえますか、1、2、3いろんな仕分けをした中で、3年前にそれをようやく作成いたしましたけれども、毎年毎年この地域がこの地域がというところでの私どもの報告は、実際、調査はやっておりますけれども、その詳しいデータは今、私のほうでは持ち合わせておりませんので、その辺につきましては再度、そちらのほうに確認をとらせていただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

わかりました。

これが一番、一応、資料としては大事な資料になると思ひます。

ホームページにも上げてありますし、今、チラシの配布もしているということですが、そのチラシの発行者、責任者といひますか、八女市と広川町と筑後市と並んで、その下にJAふくおか八女というのがあって、一番下ですかね、八女地域農業振興推進協議会果樹部会という表記がありますが、今、現実にこの撲滅対策の主体を担っている組織はここというふうに解釈してよろしいんですか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃられたチラシの記載の中で、八女地域農業振興推進協議会果樹部会、当然この果樹部会につきましては毎月定例1回、会議をさせていただいております。

その中に、当然、八女市、筑後市、広川町、JAふくおか八女、当然、梨の指導員、そこあたりが入って随時協議をしております。中心的なといひますか、やはりこれは市も当然、リーダー的存在を果たすべきだと思ひますけれども、やはりJAであったり、JAなし部会、

それぞれの生産者、そこら辺あたりとやはりそういう機運を高めていくという必要性を私も感じておりますので、その辺につきましてはやはりどこがどうの、どこがどうのじゃなくて、やはり中心的には市なり部会なり、そこら辺が中心になってやっていかないと、このあたりにつきましては加速度的にといいますか、スピード感をもってこの病気に対応していく必要があるのかなと考えておるところでございます。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

この八女地域農業振興推進協議会の構成というのは、第5次八女広域農業振興計画の中に委員、それから監事、専門部会長という名簿が載っております。この委員の中には八女市、筑後市、広川町のそれぞれの市長さん、町長、あとはもう県の普及指導センターなり試験場、八女分場の分場長、それから農業委員会の八女地方農業委員会会長さん、それから共済組合の組合長、あとまたJAの正副組合長に営農販売の担当の常務さんですかね、あと各地域の理事代表、そうそうたるメンバーのそういう協議会です。

また、この病気の特殊性上、単独ではなかなか効果が上がらなろうと。特に岡山地域からすると、すぐ隣に筑後市の前津地域がありまして、それから長峰にしても北側は広川町と。一番対応する組織としてはいい組織だろうと。JAの管内で2市1町入ってありますからですね。ただ、どこかきちっとしたやっぱり責任ある組織がないと、なかなかこれから先、非常に困難な対策をやってもらわなきゃいかん状況の中で、今まで農業振興課としても一生懸命やっていただいておりますけれども、ここから先を進展させるためには、当然、この撲滅対策のためのきちっとした組織がないと進まんのじゃないかなという気がしますが、いかがですかね。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えいたします。

今、議員もお手持ちだろうと思いますが、その下のところに専門部会というのがございまして、普通作部会から中山間振興部会、その中にも果樹部会というのがございます。やはり中心的にやるのは当然、果樹部会の中でいろんなことを研究検討した中で、それぞれの立場でやはりやろうかと思いますが、当然、ここで協議をした中で、次の上部組織といいますか、そちらのほうにつないでいく、それは当然、市としても十分その域を持って、やはりその果樹部会の中でもそういう働きかけをしていって、これを少しずつでも前に進めていくべきであろうと考えておるところでございます。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

わかりました。

それじゃ、今の要するに果樹部会という形の中でも十分対応ができると、そういうことで理解してよろしいですか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えいたします。

果樹部会の中にもいろいろな作物がございますので、やはり先ほどちょっと申し忘れてましたけれども、なし部会がやはり中心となるべきであろうということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

当然、当事者がこれはやっぱり一生懸命ならないと、なかなか解決できる問題でもなからうと。行政のほうは、それをいかに支援をしていくかということだろうと、立場的にはそういうふうに思います。

次ですけれども、この中間宿主排除協力への条件整備ということで、答弁の中では、今のところ、ほとんど今まだJAですよ。切った後の処理とかはそれぞれ部会、農協でしてあることにしても。それで、ここがある程度、整備ができないと、これから先、ちょっと大きく進展するということに何かちょっと支障があるのではないかなと思います。

これは生産者の方から聞いた話ですけれども、切ってもらってもいいと。その後どうするかという話があったという話を聞いていますけれども、ここら辺、真偽のほどお願いします。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

今、議員おっしゃられたとおり、そういった声も若干当課に届いてきておるのは実情でございます。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

確かに生け垣とか、かなりきれいに整備してあるところに、梨の生産者に迷惑かけとるからすぐ切れと言ったって、なかなか簡単にいく話でもなからうなと思います。

ちなみにですけれども、荒尾市は相当な年数かけて、もうかなり前ですけど、この赤星病に対しては撲滅をしておる、近所では唯一の自治体じゃなからうかなと思いますけど。ここは切ってもらったところには苗木で補填をするという仕組みができとったと聞いておりますけれども、やっぱりそういう条件整備を、こっちの財源をどうするかという話になると思いますけれども、当然、市で税金でというよりか、当然、受益者がおられますので、その点はJAとかなし部会、こういうところとの協議が当然、必要だろうと思いますけれども、こういう面で担当課として主導的な役割を果たしてもらえればなと思っておりますけれども、い

かがですか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えを申し上げます。

議員ございました個人の垣根を引っこ抜いて市のほうからということでございますけれども、はっきり申し上げまして、それにつきましては、現段階ではそれはいろんな作物もございますし、個人の持ち物というのもございます。そちらについて、直接市がかかわることは、ちょっと無理があるなと認識しておりますが、今、議員おっしゃられたとおり、JAであったり、そのJAの中の部会ですね、その部会の中からそういう機運が、それこそ折しもあすかなし部会の支部がなくなって、統一したなし部会ということで聞き及んでおります。その中で新しく役員さん方もそれぞれかわられると思いますが、お聞きした中によりますと、そういった当然、市としても部会の生産振興に関しての補助等は予算の範囲内ではございますけれども、出しております。その中で、苗木、代替ですかね、そういったことも部会として考えたかどうかという提案を若干ちらちらとお話を聞いておりますので、そういう方向でやっていただければ、当然、市としても部会のほうからそういう機運が上がれば、やはり市としてもそちらの部会、生産者に対しての、個人には当然、市としてやれるものではないと思っておりますけれども、そのJAの部会の生産振興については、当然、考える余地があるのかなと考えておるところでございます。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

先ほどから言いますように、なかなか今まで大事に育ててきたやつを、ただ迷惑しよけん切ってくれと、そういう話は必ずしもみんながみんな理解を示してもらえばかりでもなかりうと。そいけん、そういうところで、しかしながらそういう範囲の中にこのビヤクシンが存在すれば病気はこれはもう避けられんから、やっぱりそこら辺のところはかなり無理があっても、どうしてもこの撲滅のためには必ず解決せにゃいかん問題だろうと思えます。

梨の生産者の中にも、ちょっとそこら辺に対しての温度差といいますか、全然出らん畑もあるし、結構その病気のために所得を減らしてあるところも、そこら辺で考え方の違いはあるかと思えますけれども、これに関しては、条例で防いでいる自治体が大体梨の産地では大半だろうと思えますけれども、なかなかそこをそういう条例まで制定してこれを撲滅するというのは、これもなかなか簡単にいく話ではなかりうと。

今、出とらん状況の畑でも、例えば大体1.5キロメートルぐらい小生子飛散範囲が、風向き等にもよりますけれども、一般的に1.5キロメートルぐらいだろうと言われております。

例えば今、3キロメートルぐらいあって、小生子の飛ぶ範囲の中には畑がなかったことにしても、その間にぼんぼんと植えられれば、当然そこも被害を受ける可能性が当然出てく

るわけですね。少なくとも梨を栽培してある生産者にとっては、本来、人ごとじゃないことだと、現時点では自分のところの畑に出とらんでも。そういうことも当然、この協議会の中に指導センターのセンター長を初め入っておられますので、そういう話もきちっとそういう中でわかっておられるとは思いますが、現時点で出とらんと、何となくそこにすぐ対策を打てとか、そういう気持ちにならないのは人情ではなかろうかなと。

そういう意味で、これはもう要するに部会を上げて、話も全ての人が部会に入っておられるわけではないと思いますけれども、やっぱり一番大きな組織体として動いていかんといかんのじゃないかなと。

ここから撲滅までの間というのは、この条件整備がきちとなされてもかなり厳しいかもしれんですけど、これがないと、恐らくもうここから先は、ただ市民の皆さん方の善意だけには頼れんところがあるのではないかなと思いますので、ぜひそこら辺のところはそういう会議の中で、そういう方向性というか、認識を共有してもらおうような努力をお願いしたいと思いますけれども。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えいたします。

確かに現在ある部分じゃなくて、今度新たな分、これにつきましても当然やっていくべきだろうということで当課としても考えておりますので、やはりこの問題は、今、議員おっしゃっていらっしゃるように、撲滅までにどれぐらいの年月がかかるか、私どももちょっと想像つきませんが、やはりこれにつきましてもは肅々といろんな関係機関と協力しながら進めていただければ、少しずつでもこの問題を解決することはできないと認識しておりますので、当課といたしましても、それぞれの関係機関と一緒に、この問題については前向きに前向きに取り組みを進めていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○7番（堤 康幸君）

この振興計画の中にも示されておりますけれども、梨は要するに果樹類の中では所得率が低い部類に入っています。

病気に弱いということもありましょうけれども、薬剤散布の回数が非常に多い。それからポジティブリスト制がとられてから、隣の作物次第では防除に物すごい今、手間がかかっています。ただ散布すればいいということじゃなしに、やっぱり飛散防止のためのネットを張ったりと、そういう面で梨生産者の所得を上げていくため、要するに基幹産業ですから、ここがしっかりと利益を上げるような状態にならないと、本当の意味での八女市の発展にはつながらないと思っております。

それから、気候変動の件で以前に質問をしたことがありますけれども、かなり地域の気象

が変わってきております。災害等もあらわれているとおりですけれども、多分に梨にしても産地が動く可能性が十分あると。今、ほとんど梨のない地域に今後、植栽がされる。そういうことも含めて、今はほとんど無関係なところでも、当然、今後、すぐこれに直面する場所が出てくる可能性がある。またそういうところがどんどん出てきてほしいと思っております。

そういう意味でも、いろいろな角度から総合的に研究をしていただいて、しっかり撲滅に完了を宣言できるように私らも一生懸命努力をしていきたいと思っております。できれば自分の任期中にこれができるれば非常にありがたいと思っておりますけれども、非常に困難な事業であると考えておるところです。

一応、今後もこの件に関しては、新しい方法とかも出てくる可能性もほとんどありません。これはもうビャクシン類を排除するしか完璧に撲滅するのはできないことですので、そういう意味で今後ともやっていただきたい。

ちょっと最後に他産地というか、隣の筑後市とか広川町も含めて、九州にも梨の産地結構あります。一番そういう意味で近いところは荒尾、長州町、それから玉東町、竜北——今は熊本県の氷川町か、それからちょっと東のほうになると由布市、日田市、こういうところの対策の状況も一応、調査される必要があるのではないかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えいたします。

市長答弁のとおりでございます。現在のところ、他産地への現地へ出向いての視察等は行っておりませんが、やはり近隣のそういう状況、今、議員も申されましたとおり、気候の変動による地域も変わってきておる。そういったところも絡み合わせると、やはりそこに書いておりますけれども、我々も自分の手足を使って、そういった情報を手にした中で、今後の検討材料にしていかなければならないなと考えております。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

よその産地の、特に荒尾市の場合はもうそういうふうで撲滅ということで、荒尾市に行く、基本的にほとんどビャクシンを見ない、ゼロではないと思っておりますけれども、ほとんど見ない。それが赤星が今、出ないと、そういうことにつながっています。そういう自治体の貴重な例も参考にさせていただきながら、できるだけ早い時期に八女市というか、この八女地域で赤星の撲滅が完了できるようにお願いしたいと思っております。

それでは続きまして、質問を変えますけれども、先ほどまで切るという話をしておりましたけれども、ちょっと保護の話です。

市内に貴重な樹木がたくさんありますけれども、先ほど教育長に答弁していただきました。

現在、直接管理していただいております黒木の藤は作業をしてあるのをよく見かけます。もう一点、矢部村の枳殻の木も一応、市のほうで管理をしてあるということになっておりますけれども、それぞれの管理の状況を教えていただきたいと思います。

○文化振興課長（久間政幸君）

お答えさせていただきます。

市長答弁にありましたとおり、今、市が直接管理を行っておりますのが、黒木の藤と矢部の枳殻の木でございます。

それぞれの管理の状態ですが、黒木の藤につきましては、年間予算で926千円の予算を組んでおりまして、防虫害防除、花房摘み、施肥、剪定、花芽誘引という一式を委託して管理を行っております。

次に、矢部村の枳殻の木、これは別名カラタチの木でございますが、カラタチの木、枳殻の木周辺と及び里道につきまして、年2回、春と秋に草刈りを行っております。予算額については21千円計上しております。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

市内には非常に多くの貴重な樹木が残っております。樹齢も何百年という単位、津江神社の大クスにしては800年以上の樹齢ということで聞いております。天然記念物の黒木の大藤にしても、良成親王のお手植えということで伝えられておりまして、これももう六百数十年。それからまだほかにもいっぱいありますよね。今、言われましたように、そういう市のほうで確認をしていただいておりますけれども、例えば載っているかどうかかわからんですけど、光善寺のしだれ桜とか、大梅のヤマツバキとか、げんき館おおぶちの開館の折に市長の挨拶の中にも入ってございましたけれども、空室のカツラ、それから私も勉強不足であれですけど、この矢部村の枳殻の木というのは、私もつい最近知った次第です。もう50年来、ミカンの関係ですずっと仕事をしてきておりまして、ちょっと勉強不足だったなと反省しておりますけれども、いわゆるその枳殻の木、今、かんきつ類の苗木の台木の100%じゃありませんけれども、九十数パーセントはカラタチの台木を使います。一部、カラタチの変種にヒリュウというのがありますけど、これが今数パーセントで、もうほぼほぼかんきつ類の苗木はカラタチの台木です。

今、枳殻の木に関しての管理はそこに行くための道路の草切りが要するに管理の主体ということで、この3本と8本ですかね、今あるのが十何本、その中の内部の管理というのはされてないわけでしょうか。そこら辺をもうちょっと詳しく教えてください。

○文化振興課長（久間政幸君）

今、お尋ねの枳殻の木、カラタチの木ですけど、杉林の中に樹齢300年ともいわれるカラ

タチの古木が群生しております。大きい大木が3本、それと幹周り最大64センチメートル、それと幹高が最大6.5メートルというのがありますが、その周辺に落ちた種子から生えた株が8本、古いもので100年たっているということでございます。

先ほど管理、春と秋にということでしたけど、そのカラタチの木の周辺、株のある周りだけですので、それと近くの里道のあたりですので、ほぼ天然記念物の周辺だけの草刈りを年に2回、委託をして行っているという状況でございます。

○7番（堤 康幸君）

ほかの高樹齢、貴重な樹木ということで一くくりで申し上げたいと思いますけれども、ほとんど単独樹ですよ。そこの鈍土羅の大クスにしても、津江神社の大クスにしても、川崎校区のチシャノキですかね、それから、光善寺のしだれ桜がそのリストの中に入っているかどうかかわからんですけれども、あそこももう単独、大梅のヤマツバキにしても単独。ただ、ここは一応、今、課長答弁ありましたように、合計8本になるとですかね。古いやつが300年からの年数がたっておる。恐らくこのカラタチの木の300年というのは、私が知る限りほかにほとんどないのではないかと。非常に貴重なものだと思います。

カラタチは、ミカン科のカラタチ属に属しているわけですが、唯一ミカン科の中では落葉する木ですよ。落葉の低木樹で、11月4日の神ノ窟の地域公園の駐車場の完成式に行った折に、初めて行って見てきました。

感想は、これはこのままではちょっといかなのじゃないかなというのが、もう正直な感想でございました。大クスみたいに上に高木になるやつは仮に多少、周辺に何かあってもそれなりの生育をしますと思いますけれども、ああいう低木性のやつで、特に日当たりをある程度必要とする植物に対しては、あの周辺が全部杉ですよ。風から守られるといえばそうですけど、あのままでは個人的に見て、これはせっかくああいう貴重な木があるのに、ちょっとこのままでは、もう既に落葉しておりましたので、葉っぱのついておる状態で見えていませんけれども、少なくともこのままじゃいかなのじゃないかなと思っておりますので、そこら辺の認識は文化振興課としてはどういうふうな認識を持っておりますか。

○文化振興課長（久間政幸君）

お答えさせていただきます。

議員が現地のほうを見られたというお話も私、聞きまして、実は私、4月から文化振興課長をしておりますが、現地のほうを見に行ったことがありませんでしたので、11月20日に現地に行っております。

それと、市長答弁にもありましたけど、市の指定の天然記念物の場合、御相談があったときは文化財専門員の担当の専門員さんと御相談するようにしておりますので、小郡市の井上先生という方と一緒に現地のほうに行っております。議員おっしゃるとおり、周りの杉が大

分大きくなって、日当たりが悪くなっているなということは感じました。それで、先生いわく、落葉、もう既に私たちが行ったときに葉っぱが落ちていたんですけど、これがやっぱり日陰になっている関係で、早く葉っぱが落ちてしまうということで、それと大木の3本大きいのがあって、そのほかに8本ということでしたけど、その幹で枯れている部分もありました。それで、相当弱っているのかなということでお話しをしたんですけど、一番とげがある先のほうはまだしっかりしているということで、先生の見立てでは、日当たりさえよくしてあげれば随分元気になると。だから、落葉は早くなっているけど、それは日当たりの関係だけで、日当たりをよくすればいいということと、あと施肥だとか、そういったものについては、もともと岩場に生育しているということで、余り手を加えなくてもいいということでございましたので、日当たりの改善ということとは必要かなと思っております。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

日当たりの改善ということで、周囲の杉を枝打つなり、多少伐採をするなり、そういうことをやってもらうということですか。

○矢部支所長（木田博徳君）

議員、今、おっしゃいました日当たりの改善、そういうことでカラタチの枳殻の木がある周辺が大体3筆、約1,100平米でございますけれども、これは市有林として管理しております。こういった日当たりの改善ということで、公有地管理専門員さんが矢部にも6名いらっしゃいますけれども、その方たちにも助言をいただいて、杉の木も伐期齢に達していると思われまますので、日当たりをよくするために伐採する方向で調整したいと考えております。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

ちょっと後先になりましたけれども、市の天然記念物ということですが、あの枳殻の木を指定されたそもその理由は何でしょうか。

○文化振興課長（久間政幸君）

お答えさせていただきます。

平成8年に当時の矢部村教育委員会において、カラタチの枳殻の木の群生の土地と、枳殻の木の寄附を受けてありまして、その後、周辺を村のほうでこういうふうにしてされているということで、平成14年に村の指定の文化財になって、その後、合併後に市の指定ということになっておりますが、指定の大きな理由としまして、枳殻のカラタチの木は推定樹齢が300年にもなり、日本でも珍しいカラタチの古木群ということで希少価値があると、そういった判断で指定をさせていただいているところでございます。

○7番（堤 康幸君）

わかりました。

そういう非常に貴重なものであるということで指定をされております以上、見に行つてそれなりに感動するような場所にしていくべきだろうと思います。

特に、ほとんどミカンの関係者でもあそこにそういう300年からの推定されるカラタチの木があるというのは、ほとんど知られていないのではないかなと思いますし、宿泊施設もできましたし、すぐそばというか、近所に八女津媛神社もあって、そういう中で、地域振興にも十分活用できる場所ではないかなと思います。

そもそも地名が枳殻ですよ。それとの関係性もいろいろ、できれば調べていただいて、来た人がちょっと立ち寄つていこうかという場所に仕上げていただけたらと思います。

枳殻に対しても、要するにカラタチに対しても、とにかくなければ仕事にならない田主丸の苗木の業者さんとも先日からちょっとお話ししましたが、全く知らなかったと。今、自分の苗木をつくるのに枳殻の実を集めるのに非常に苦労してあるわけです。結構、畑の周囲とか屋敷の隅とか、もともと生け垣にかなり使われておりましたけれども、今、カラタチというのは危険だということで、切つてくれということで、トゲの面ですけれども、そういうことで、苗木の業者さんたちも台木をつくるためのカラタチの実を集めるのに非常に苦労をしてある状況にあります。

できれば花が咲いて実が取れるわけですから、そういうところとの連携でもしながら、時々ボランティアで手入れでもしてもらえれば、来訪者もふえるということも考えられないことではないのかなと思っておりますので、ほかのいっぱいある貴重な樹木とともに、ちょっと場所的にかなり入っていくような場所にありますので、なかなか通りすがりに見るという状況ではありませんけれども、やっぱりわざわざでもちょっと行って見てみようと思えるような場所でない、先日行ったときは、途中まで道路の草刈りはしてありましたけれども、もともとの集落に入るちょっと手前まで、そこから先は両方から草が生い茂つてなかなかこの道で大丈夫かなという、そういう感じでその現場まで行ったような経緯もありますので、ぜひともしっかりとした整備をしていただいて、ずっと後にそういう貴重なやつは引き継いでいけるように努力をしていただきたいと思います。

最後にもう一回意気込みをお伺いして終わりたいと思います。

○文化振興課長（久間政幸君）

お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、現地のほうに行きましたところ、手前のほうが少し茂っているのはおっしゃるとおりです。

実は、その枳殻の木があるところに枳殻という集落があったと聞いております。1年ほど前からもう誰も住んでいらっやらないということで、その枳殻の集落まで行く道は市道

ということで、市のほうで管理をしているということで、その集落から枳殻の木まで行くところですね。先ほど枳殻の木の周辺は草刈りをしていると言っておりましたが、その手前の里道の部分が行っておりませんでしたので、ちょっと見た目も悪いということでしたので、来年度の予算の中では草刈りの範囲を若干広げるような形で整備を図りたいということだと思っております。

また、矢部支所長からお話がありましたけれども、日当たりも改善していきたい、調整していくというお話もありましたので、貴重な300年以上もたつものがありますので、どうにかきれいな形で残していくようにですね。

それと、先日、インターネットで見たということで、お客様のほうからお尋ねがありました。

ただ、ちょっと場所が相当急な坂で、相当高台にありますので、支所のほうとも話しながら、もし希望があったときはどういう案内をしていくのか、そういったことも今後、話し合いをしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

特にああいふカラタチの場合は、ミカンの関係者にとっては非常に思い入れのある樹木があります。もし立ち入らせていただいてもいいようであれば、ボランティアで剪定ぐらいはやりたいと思っておりますけれども、せっかくこういう貴重なやつは大事にしていく、またそういう木がいっぱいあるというのが、それがまた市の誇りにもなると思いますので、今後ともいろいろな面で御配慮をいただきますようお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

7番堤康幸議員の質問を終わります。

午後2時10分まで休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

11番萩尾洋議員の質問を許します。

○11番（萩尾 洋君）

11番萩尾です。食後の今一番眠くなる時間帯と思いますが、執行部の答弁次第では早目に終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は2点お聞きしたいと思います。

1点目は、買い物難民——難民と言ったら語弊があるかもしれませんが、買い物弱者に対する市の施策についてお伺いしたいと思います。

年々高齢化が進み、独居老人、あるいは高齢者二人暮らし、あるいは高齢化に伴う免許証返納といった状況下に置かれて、生活面で非常に苦労してある方々が多くいらっしゃると思います。例えば、免許証返納については60千円のタクシー券、それ以外はふる里タクシーを利用してくれということでもろもろの施策が行われておりますが、もうちょっと進んだ施策をお願いしたいと思っております。

2つ目は、平成28年12月定例会から今回で5回目となると思います。安心・安全な通学路についてお伺いしたいと思っております。

教育部会のほうでは、統廃合した学校しか通学バスは運用しないという一辺倒の答えが4回、5回ほど返ってきております。その間、検討します、検討しますと返答があるばかりで、どのような協議をされ、どのような検討をされたのか、詳細にお伺いしたいと思います。

あとは自席に着いて質問したいと思いますので、執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をお願いしたいと思います。

○市長（三田村統之君）

11番萩尾洋議員の一般質問にお答えいたします。

まず、買い物難民に対する市の施策についてでございます。

高齢化による免許証返納、及びひとり暮らしあるいは高齢者世帯における日常生活に関する市の支援は必要不可欠と思われるがという御質問でございます。

本市における高齢者運転免許証自主返納支援につきましては、平成30年度から実施しており、高齢者による自主的な事故防止を促進し、返納に伴う外出支援の一助として、60千円分のタクシー利用券を助成しています。ひとり暮らしを含む高齢者のみの世帯にとっては、日常生活における外出や買い物における移動手段の確保は、必要不可欠であると認識いたしております。

本市では、安心して住みなれた地域で生活できるよう、日常生活圏域の状況に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を図っています。

現在、市が取り組んでいる日常生活支援といたしましては、配食サービスや生活支援ヘルパー派遣などがございますが、これからの支援のあり方としては、自助や互助、共助といった相互に支え合う仕組みを構築していくことが重要だと考え、地域ケア会議において協議し、取り組みを進めているところでございます。

安心・安全な通学路の確保につきましては、この後、教育長が答弁いたします。よろしくお願いたします。

○教育長（橋本吉史君）

11番萩尾洋議員の一般質問にお答えいたします。

安心・安全な通学路の確保について、1、遠距離通学児童への配慮はとのお尋ねでございます。

現在、八女市立学校に通学する児童のうち、上陽町、黒木町、立花町、矢部村、星野村の遠距離児童の送迎については、スクールバスを運行しております。また、学校再編等により統合が行われるなど、必要性が生じた場合にスクールバスの運行を行っております。

スクールバスの運用については、通学距離や通学路の危険性等の状況を踏まえ、今後とも、必要に応じて、学校、保護者及び地域との協議を行ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○11番（萩尾 洋君）

まず1つ目ですが、免許証の自主返納に対する60千円のタクシー券、先日、同僚議員が聞いた免許証返納者の数は大まかわかっていますが、その60千円の執行率はどれぐらいなんですかね、お願いします。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

この事業、昨年5月から始めた事業でございます。60千円のタクシー券を発行しておりますが、期限というものを定めておりませんので、通算で考えていかななくてはならないと思っております。30年度末において、使用率19.15%でございました。現在、本年度の10月末までの集計を出しておるところでございます。利用率としては23.83%ということになっております。

以上です。

○11番（萩尾 洋君）

今23.83%ということは、まだ半分にも満たない。これは使い勝手がいいんでしょうか、悪いんでしょうか。その辺のところは検証されましたか。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

直接的な検証というものは行っておりません。ただ、先ほど申しましたように、期限を定めておりません。使用期限のほうを定めておりませんので、60千円分、300円の200枚分ということでございますので、その時々状況に応じて使用されているものと認識しておるところでございます。

○11番（萩尾 洋君）

通年を通して60千円ということなんです、じゃ、使い渋りをされている可能性というの

は十分ありますよね。私はあと10年生きたいと。そしたら月に6千円しか使えないという形になりますよね。できれば、一遍に60千円じゃなくて、20千円、20千円、20千円とか、そういった方法もありかなと。1年間20千円、通年として60千円じゃなくてですね。そういったところも今後考えていかなくちゃいけないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

60千円分ということでございますので、議員今おっしゃったように、例えば、20千円掛ける3年とか、そうした場合に、1年ごとの区切り、1年間で20千円までしか使えないといった制約ももしかしたら出てくるかとも思います。60千円の内訳の使い方といたしますか、そういったことは利用者が使いやすいように使っていただけたらと現在のところは思っているところでございます。

以上でございます。

○11番（萩尾 洋君）

免許証を返納したら、もちろん車には乗れません。車がわりのタクシー券だと思いますが、タクシー以外にも使える。例えば、福祉用品を買うとか、お酒が好きな人は焼酎を買うとか、そういった使い道がある程度考えたほうが利用者さんも喜ばれるんじゃないかと思っております。これは返答要りません、そういった方向でやはり今後は考えていってほしいなど。いろんなやつに使えると、それでないとやっぱり私は返納したいと思いません、通年通して60千円をもらっても。

いろいろな考え方があろうと思しますので、その辺のところはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、返納者に対してはこういう60千円分のタクシー券が来るんですが、先ほど言ったように独居老人とか、足を持たない（157ページで訂正）、近くのバス停までは非常に遠い、あるいは老夫婦でありながら、どちらかが寝込んで片方しか動けないといった方々がたくさんいらっしゃると思うんですが、その買い物弱者、難民の把握は行政としてはどうされていますか。介護長寿課長。

○介護長寿課長（橋本妙子君）

お答えいたします。

買い物弱者の数、対象者の方の把握という御質問だと思います。

第7期の介護保険の事業計画の策定に当たりまして、平成28年度において高齢者に関するアンケート調査を実施しております。あわせて、民生委員児童委員へのアンケート調査も実施をいたしております。

その中で、一般高齢者の方からの回答の中で、日常生活についてのお困り事という回答し

ていただく部分になるんですけれども、その中で、買い物だけではありませんが、2番目に外出時の送迎として22%の方、4番目として、買い物の代行を選ばれた方が11.6%ということで回答が来ております。数字に直しますと、現在、約2万2,000人65歳以上の方がいらっしゃいますので、両方合わせますと、引き直すと7,392人という数字になろうかと思えます。

また、民生委員アンケートの中では、地域の課題を自由記載で出していただいておりますが、6地域、日常生活圏域全域から買い物、通院等が不便という記載が上がってきております。その中で、交通の便ですとか、店舗がない、遠い、乗合タクシーの負担が大きい、そういうものが上がってきているところでございます。

○11番（萩尾 洋君）

よく調べていただきましてありがとうございます。

ということで、先ほども出たと思いますが、乗合タクシー、これはあくまでも予約制ですよ。市がそういうタクシー会社とか、運行しているのは業者ですよ。市が負担している助成金というのは年間幾らぐらいなんですか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

事業の仕組みとしては、借り上げの方式、こちらで一日8時間使うとすれば、8時間分の車を借り上げるという方式で契約させていただいておりますけれども、借り上げ費については、これは平成30年度の決算ベースでございますけれども、乗合タクシーの運行、これは予約センターの運営でありますとか、全て含んだ数字になってしまいますが、76,000千円余りということでございます。

以上でございます。

○11番（萩尾 洋君）

その乗合タクシー、ふる里タクシー、非常に便利という市民の皆さんもいらっしゃると思いますが、一々予約しなくちゃいけないという部分がネックかなと思っています。

近隣の大刀洗町とか城島町あたりも同じようなタクシー、これは10人乗りなんですけど、運行してあります。これは決まった時間にバス停を定めて、そこを通りますよと、予約の必要はないというのが八女市とちょっと違うのかなと思っていますが、今後、令和3年に見直すと言われましたか、令和5年——5年ですよ、あと4年。

だから、もうちょっと早目にそういったことも鑑みながら見直しとか図っていただければいいのかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

現行の八女市地域公共交通網形成計画の中でも、利用しやすい交通ネットワークをつくら

うということで、1つ施策の具体的な取り組みとして、市街地循環線を導入したらどうかという、こういう項目を上げておりますので、この検討を進めていくこととなります。この事業構想では、中心市街地にある商業施設、医療施設、公共的な機関、こういった生活に必要な場所を今御指摘のように、定時定路線でぐるぐる回る循環線をつくったらどうかということで今検討を進めておりますので、先ほどお示しになりました令和5年の次期計画を待たずに、現行の計画でもこの部分は進めていけないのではないかと考えております。

以上でございます。

○11番（萩尾 洋君）

いい方向に進んでいるみたいですが、ちょっと紹介したいと思いますが、久留米市のコスモス号、乗車1回200円、一日乗車券が300円、1カ月定期券が千円、一日何回乗っても千円ですね、1カ月。こういった低料金でその自治体は運行してある。こういったところも4年後のふる里タクシーの見直しの際には頭に入れて、その辺も考慮していただきたいと思っております。

それと、先日も同僚議員がお伺いしたと思いますが、これはもう実名出しておりましたので、白木から立花役場に行きたいけど、一回八女まで来て乗りかえて700円出して来ないかんという状況にあります。だから、エリアという部分が非常におかしいと思うんですね。例えば、矢部から八女まで行きたい。それは1回、2回乗りかえですか。矢部地区から黒木駅かに乗りかえるんでしょう、八女でまた乗りかえるんでしょう。黒木から八女市内まで来るわけないです。そういう不便なところがあると思っておりますので、もうちょっと効率よくしていただきたいと思っておりますが、その辺のところはちゃんと頭の中にあるんですかね、エリアの拡大とか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

これは昨日も御答弁させていただいたところでございますが、事業開始から10年ほど経過しておりますので、その当時からして、例えば、今決めておりますエリア内の公共施設の状況であるとか、病院、お買い物の商店を含めて、いろいろな条件が変わってきている。あえていえば不便な状況にもなっていると思っておりますので、そういうところも加味しながら、あのエリアというのはやっぱり改めて定める必要があるかとは思っています。

ただ、現行の一日8便、1時間ごとに8便で、その1時間ごとに必ず車が帰ってくるという仕組みを1つ守ること。それと一回利用の300円という料金、こういったことを守りながら、それを実現していくというのはさまざまな面から検討が必要だと思っておりますので、そこはじっくり検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○11番（萩尾 洋君）

乗合タクシー、バスについては、これで終わりたいと思います。前向きに検討をよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど地域振興課長から出た巡回バス、私も以前から同じようなことを考えていまして、先日、あるデパートの店長さんに会ってきました。これは本社が広島ですが——と言ったらすぐどこかわかりますよね。

店長さんに会ってきたんですが、自分たちとしても、社会貢献はしたいという意欲を持っています。しかし、我が社1社だけではですねという話でした。もうちょっと近隣の例えば、ナフコとか、ドン・キホーテとかトライアルとか、ニトリとかダイレックス等、要するに八女の商店街等を含めたところでタグを組まれるようであれば、惜しみもなく参加しますという話でしたけど、その巡回バスですよ。例えば、予約せずにここは何時に来ます、何時に来ますというある程度の巡回バスのバス停をつくっていただいて、買い物弱者に対する支援を行っていただくということであれば、私としては大賛成なんですけど、一番ネックになるのが八女商工会議所あたりじゃないかなと思うんですけど、そういう大きな店舗というのは、多分商工会議所、商工会に入っていらっしゃらないと思いますので、客をとられるとか、そういった状況になりかねないのかなとは思っておりますが、その辺いかがですか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

この市街地の巡回ルートについては、これから詳細な調査をして中身を詰めていきたいという段階でございますが、1つはやっぱり、これは市街地だけではなくて、大事なのはその外ですね、例えば、東部地域から公共交通を使って八女のほうにいらっしゃったときに、やはりそれがきちんと結束されていて、シームレスというか、継ぎ目なしで自分の用が済ませるような形という、1つの流れという、公共交通機関の流れ、ネットワークの流れというのが大事になってくるかと思っておりますので、その中でいろいろ、先ほどネックという表現ございましたけれども、そのようには思っておりませんが、調整は幾らか必要、詳細な御説明とか協力をお願いするという場面は出てくるのかなと思っております。

以上でございます。

○11番（萩尾 洋君）

じゃ、先ほど私が言ったような大きな店舗も巻き込んでという意味ですか、市単独でやるんですか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

事業の詳細についてはこれから詰めますが、おぼろげなイメージとしては、やっぱり車が

その商店——商店というか目的地に入って行って、できれば玄関口まで寄せて、なるべく降りてその施設に入って行くまでの負担は小さいほうがよろしいかと思しますので、そうしますと必然的に、その施設に隣接する広めの駐車場であるとか、バスカットがあるとか、そういった設備的、ハード的な条件も出てくるのかなというふうには思っているところです。

そういうことで、その店舗なり病院なり、そういった施設の土地に入り込むことになりまますので、もちろんそちらの御協力というのは大前提の事業になってくると思います。

以上でございます。

○11番（萩尾 洋君）

その店舗に入り込むから配慮が要るとか言われましたけど、店舗は喜ぶわけですよ、お客さんが来れば。病院としても患者さんイコールお客さんですから、もうけにはなるわけですね。だから、配慮は当然しなくちゃいけないと思いますが、前向きにその話はどんどん進めていただきたいと思います。

先ほども言ったように、既存の商店街、国道442号もあります。その辺のところの話しかいとか、最終的には詰めていかれると思っていますけど、やはり必要不可欠な課題ではないかなと思っておりますので、ソフトにソフトに進めていただいて、前向きに実現できるようにお願いしたいと思っています。

この話はこれで終わりたいと思います。

2番目、執拗に聞いておりますが、教育長、にたっと笑ってありますけど、その後どのような御検討をされているのでしょうか、お伺いいたします。課長でもいいですよ。

○学校教育課長（中島賢二君）

お答えいたします。

法令によりますと、通学距離は小学校でおおむね4キロ以内、中学校で6キロ以内が適正とされています。しかし、これまでの学校再編に伴い、たとえ4キロなくても途中で通学困難な場所がある場合など、スクールバス等を運行してまいりました。これまでここに明確な基準は示しておりませんでした。

今回、公平を期すために基準を示したいというふうに考えております。

具体的には、小学生で4キロを超える場合、または3キロ前後かつ通学に困難な条件がある場合というものでございます。

以上です。

○11番（萩尾 洋君）

私が言っている地区は、4キロには満たないんですが、通学に困難がある場合というのはどういう——中身は。

○学校教育課長（中島賢二君）

具体的にはケース・バイ・ケースであろうと思いますが、特に山間部で夜暗い場所があるとか、あるいは議員御指摘の交通量が多いとかいったようなところが考慮の対象になってくるのかというふうに考えております。

○11番（萩尾 洋君）

数年前、地区は北田形地区です。三、四名の児童がけもの道みたいなところを歩いて川崎小学校に通っているということで、私は川崎校区の議会報告会の折、そういう話を聞きました。どうにかならないものでしょうかねと言ったら、すぐタクシー運行なんですね。通学だけはタクシーで通学させますと、ぱっと取り組んでいただきました。それは同じ条件ですよ、けもの道みたいな。私が言っているのは非常に交通量が多い。もし事故でも起きたら八女市の将来を担う子どもの命が奪われるといった状況下で通学しているわけです。だから、私が言っているのは通学時だけでもいいから、マイクロバスとは言いません。10人乗り、ジャンボタクシーあたりを運行していただけないのかなということを再三、もう5回目、3年目になりますけど訴えているんですが、いかがでしょう。教育部長、話聞いていましたか。

○教育部長（井手勇一君）

お答えいたします。

運行の方法は別といたしまして、そういった特例と申しますか、そういった通学困難な例が出てきた場合、今までもこういった方法でやってきておるようでございますが、学校、それから保護者、それから地域の三者の意見がばらばらであっては困りますので、そこは意見をまとめていただいて、総意として教育委員会のほうに上げていただきたいと思いますと思っております。

○11番（萩尾 洋君）

教育委員会、学校教育課としては、課長が現場確認されていますよね、非常に交通量が多い。それと、今福・龍ヶ原地区の保護者とも会合があって、龍ヶ原は要らないということでしたけど、今福はぜひ通学時だけでもお願いしたいという意見が出たと思います。

じゃ、あと学校側に言えばいいんですか。岡山小学校の校長あたりに交渉して、校長がぜひお願いしますと言えば三者の意見が合うわけですね。そういった方法をとらなくちゃいけないんですか。その前にとうとい命が亡くなった場合どうしますか、責任持ちますか。

○学校教育課長（中島賢二君）

手続といたしましては、先ほど申しました三者、この意見が一致して総意として要望を上げていただきましたら、直ちに検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○11番（萩尾 洋君）

3年目にして、初めて具体的な方法論を聞きましたけど、以前からそういう考えはあった

わけでしょう。何で最初のとくにそんなふうに言っていないのかなと思いました。

ある親切な方から、児童8人が毎日乗車、岡山小の登校日数、最大年200日として、公民館から小学校までの距離2.5キロ。タクシー会社、通常料金約1,300円、年間経費1,300円掛け200日で260千円、ふる里タクシー通常利用、個人として毎回予約すると、年間300円掛け8人掛け200日、480千円、ふる里タクシー借り上げ、1時間当たり料金2,300円、2,300円掛け200日、460千円という試算が出ています。タクシー利用のほうが安いわけですね、年間260千円という料金が出ていますが、こういったことでもやはり、財政課としてはいかがですか。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

財政課としましては、必要な予算、必要な事業費については必要なものとして予算の算定の参考とさせていただきたいと思います。

○11番（萩尾 洋君）

じゃ、予算要求があればいいということですね。ちょっとわけわからん回答でしたけど。

じゃ、最終的に言いますけど、二者の同意は得られたということでもいいですね。あと学校側ですね、学校でしょう。学校側もお願いしますと言えばいいことですか、それから検討が始まるわけですか。

○学校教育課長（中島賢二君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今福の保護者に集まっていたいで、地区懇談会、これに私参加いたしました。ただ、その場で今福地区の総意としてこういう要望を上げますという要望書をいただいたわけではございませんので、それを御提出していただく必要はあるかと思えます。

それと、議員おっしゃるとおり、学校の同意、これを求めるということになるかと思えます。

以上でございます。

○11番（萩尾 洋君）

じゃ、僕はこの3年間何をやってきたんですかね。しょっぱなにそういうことを教えていただければ。

じゃ、早く帰ってそういう算段をしなくちゃいけませんので。

どうもありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

11番萩尾洋議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後 2 時48分 延会